

求めつゝ、一方に於ては伊太利に對し種々の便宜を與ふべきを約束したり。されど、羅馬政府の三國同盟に對する誠意の稀薄となれること既に久しく、特にモロッコ事件この方、彼は奥地利よりも寧ろ佛蘭西に接近せんとしつゝありたるに、更に奥地利がアルバニア公國を樹立して、伊太利をアドリア海より疎隔せんとするを見るに及んでは、始めて己が眞の利益の何たるかを明にすることを得、是を以て三國同盟は全く守勢的なるを以て、明に攻勢的性質を帶びたる事業に參加すること能はざるを口實とし、奥地利の要請を峻拒したり。

一九一三年八月九日、伊太利外相サン・デウリヤーノの内閣議長デオリッティ宛書信に曰く、「奥地利は獨逸並に伊太利に對し、彼が塞爾比に對する行動の本意を通告し、之を以て守勢的活動なりとして三國同盟に應援義務の適用を求めるも、是れ余の同意し難き所なり。吾人は此際、かかる偶發的行動を以て守勢的行動なりと思惟せず、從つて應援義務の成立し得ざるものたるを明言するを要す」と。デオリッティは之に答へて曰く、「奥地利にして塞爾比に反對して行動するものとせば、吾人に應援義務の存在せざるは明なり。是れ蓋し奥地利が私利の爲に營む所の活動なればなり。何者も攻擊を企らむ者なき場合に於て、守勢と謂ふが如き事あるべからず。須く正式に之を奥地利に告げざるべからず。又、獨逸をして奥地利の斯かる冒險を思ひ止ましめざるべからず」と。

斯くて奥地利は其何れの同盟國よりも援助を得ること能はざりしを以て、一時之を思ひ止まりたる

も、彼は決して永久に之を斷念したるにはあらざりしかば、翌年に至りて彼が禍心は又もや露白し來りたり。此間柏林政府も亦、前年伊太利の深慮によりて防止し得たりし大戰争を曾て其念頭より逸せず、之が再發の機會を待ちたり。彼は單に一塞爾比に止まらずして、總ての強國を此の畏るべき大戰爭に誘致し、特に之を以て佛蘭西擊滅の好機となさんことを其の最大の目的とし、獨逸のフリードマン(Friedmann)と稱する一論客は、『余若し皇帝たらば』と題する一論文に於て述べて曰く、「ハブスブルグ王家は獨逸に味方せん。然らずんば彼は滅亡の外あらざるなり。思ふに一八六六年の同胞殺戮戦は、獨逸帝國の基礎を固めんとする上に於て必須なりしなり。白耳義や和蘭の小國は其國家の小なるが爲に生存の權利をさへも失へるなり。何となれば苟も國家にして獨立の權利を主張せんとする、手に劍を執つて自ら其權利を防護せざるべからざればなり。獨逸國民にして戰勝を博せんか、佛蘭西の威嚇は長へに之を断つを得べく、佛蘭西は到底之を亡さるべからず。佛蘭西の崩壊に一掬の涙を捧げざるの獨逸人はなからんも、されど彼等は寧ろ憐憫の情を以てデヨルヂュ・ダンダンよ、是れ汝の欲する所にあらずやと言ふべきのみ』云々と。

第二節 獨逸は鬪はんことを欲したり

かくて獨逸は、執拗にも絶えず間接に佛蘭西に挑みて之を激憤せしめ、之をして假令、勝算なき迄も

武器を執つて攻撃的態度に出づるの止むなきに至らしめたり。此間の事情を知らんと欲せば、一九一三年に於て起れる多くの事件に於て、如何に佛蘭西をして忿激せしめんてふ獨逸の企圖の露白せられつゝあるかを回想せざるべからず。第一に四月三日、一箇のツラベリン式飛行船の三名の獨逸士官と一名の下士とを載せて佛蘭西のリュネヴィール (Lunéville) に着陸したる事あり、佛蘭西政府の寛大なる處置に出でて之を釋放せしに拘らず、柏林政府は之に向つて嫌味がましき抗議を提したり。十日の後ナンシーの一酒舗に於て、此屋の會衆と獨逸人顧客との間に爭論起り、後者は侮辱を被りたる氣味なりしかば、柏林政府は又もや直に之に對して抗議を申出で、四月十五日、外相フォン・ヤーゴー (von Jagow) は帝國議會に於て陳述して曰く、「若し斯かる報道にして眞實ならんには、悲しむべき結果を生ぜん。」
こは宰相の議會に於ける過日の陳述にも見ゆる如く、排外的運動の今や民心を支配し、漸く險惡に赴きつゝあるを示すものなり。巴里駐箚獨逸大使は巴里政府に之が説明を求め、且、是等の報告にして事實ならば、此場合獨逸人に對する保護の不十分なる事に關して意志を陳述すべきの任を委ねられたり」と。由りて佛蘭西政府はムールト・エ・モゼル (Meurthe et Moselle) の知事を轉職せしめて、陳謝する所ありたるに、居ること數日にして（四月二十日）現役將校の指揮せる團體所屬の獨逸少年義勇團員は、制服を着し、樂隊を奏し、國旗を先頭に推し立て、佛蘭西のノヴェアン (Noveant) に進入し來り、同月二十二日には、二名の獨逸將校の搭乗せる獨逸軍用複葉飛行機は、獨佛國境より五キロメートルな

るアルラクール (Arracourt) に着陸せり。此頃、獨逸の新聞紙は佛蘭西の外人聯隊に對し、絶えず攻撃を試み、或は同軍隊に屬する獨逸人を除隊せしめんとし、或は獨逸人中の或者は死刑に處せられたりなど虛報をまことしやかに掲げ、斯の如くにして手を換へ品を換へ、益々佛蘭西の憎怨を打ち募らしめたり。佛蘭西の一時、三年兵役法案の難礁に苦み、又軍隊騒動に懊惱しつゝありしや、仰々しく此記事を掲載して、寧ろ得意の色ありき。ナティオナール・ツァイトゥング (National Zeitung) は、『獨逸には斯かる騒動の起る氣遣ひなし』と云ひ、モルゲン・ポスト (Morgen Post) は、『佛蘭西に於ては三年法案に對する反対運動と非軍國熱とは、自然の理法の避くべからざると同じく増大す』と言ひ放ちたり。最後にアルサス州サヴエルヌ (Saverne) に於けるフォン・フォルストネル中尉 (Forstner) の暴言と、並に同地將校團の人民に對する暴行とは、侵略的排佛傾向の益々獨逸國內に旺溢しつゝあるを示したり（十一月）。

第三節 白耳義中立問題

之を要するに獨逸は佛蘭西を以て防禦の力なきものなりとし、一に之に攻撃を加ふべき好機會の到来を待ちつゝありたるなり。但し彼は此際に於て佛蘭西の一國のみを其相手と爲さん事を欲し、ロバーツ卿の言ひたりし如く、陸軍を有せざる英國の有力なる援助を佛蘭西に與へんことを思ひも寄つざりし事とて、さして英國を恐る、所なかりき。英國にては自由黨は久しく政權を握りて軍備の擴張をな

すことを能はず、動もすれば同盟罷工を以て威嚇せる労働黨の主義宣傳と其運動とに煩はされたるが、然るに其一方に於ては愛蘭士問題あり、ウルスターは公然反亂の準備に汲々たりし事とて、佛蘭西の獨逸の威嚇する所となりたらん場合、大なる援助を佛國に與へ得べくも思はれざりしなり。獨逸の恐る所は、寧ろ數年來陸軍を復興すべく大に努力しつゝありたる露國の方面にありたれど、獨逸は當時露國に於て勢力を占めたる社會黨の運動と、諸民族の權利要求（波蘭、芬蘭及びアルメニアのそれの如き）の運動との結局、露國を苦しむるに至るべきを期したる外に、露國に於ける最近の軍事的改革の未だ其成果を結ぶに至らず、他日百八十五萬人となるべき露國の現役兵額も、猶未だ百四十萬に過ぎざるを知りて自ら慰むる所ありたり。特に露國の行政の不完全にして、就中其鐵道も不備を極めたれば、（ペトログラード政府は西境に到るべき鐵道の僅に九線を有せしのみなるに、獨逸は此方面に於て二十五線を有したり）中歐二國が數日にして其動員を完了し得るに、露國政府は少くとも三週間を要するの事實も亦、獨逸の見逃さざる所なりき。從て獨逸は露國の動員の完了せざる以前に、邁ニ無ニ佛蘭西に侵襲して之を擊破せざるべからずとしたり。かくて一八七一年に於ける如く佛蘭西をして巴里城下の盟に屈服せしむべき方法は、抵抗力に富める佛蘭西の東境よりして之に攻撃を加ふるにあらずして、國境を北方に迂廻し、白耳義及びルクセンブルグを經由して之に侵入するにあるも、之が爲には一八三年、一八三九年及び一八六七年の諸條約に依りて、列強の公然保證せる此等兩國の中立を侵犯せざる

べからざる事となる。然も、條約を以て自國に利益ある間のみ價値を有するものたるに過ぎずと信ぜるの獨逸に取りては、斯くの如き國際法上の禁制も、何等顧慮するに足らざるものたらんばあらざりき。獨逸政府は以爲く、迅雷耳を蔽ふに遑あらざる底の快速なる運動を以て咄嗟に事を決着せしめ、以て歐洲をして既成の事實に對し故障を申出づるの餘裕すらもなきに至らしむべし。かゝらんには全歐洲は既成事實の前に聽從するに至るべきなりと。伯林の政治家は白耳義にして獨逸軍の侵入に抵抗するに至らんか、是れ即ち獨逸をして彼を敵國と看做し、其一部なり全部なりを併合するの口實を作爲するに至らしむる所以のものなりとなし、又アンガエルスによりて英國の全海軍を威嚇せん事を望みたり。後に至りては彼等は其白耳義侵入を以て、これ獨逸軍に先だちて他國の之を侵略する途を塞がんが爲に外ならず、白耳義政府が特に英國と結びて獨逸軍の之を侵すに先だち、英國を引き入れて獨逸軍に對抗せしめんとしたるに因るものなりと主張したり。されどこれは全然虛構の説にして英國陸軍大佐バーナード・ディストン (Bernardiston) と、其後一九一三年に至りて英國公使館附武官アリッヂス (Bridge) の、白耳義參謀總長と公然たる會見を行ひたるは、單に白國の中立の威嚇せらるゝに際しては、英國が武力を以て之に干渉すべきを告げたるに止まり、何等の契約をも取結びたるには非ざりしなり。ブリッセー政府も亦倫敦政府に向つて、白國は其政府の請求による場合に於てのみ英國の援助に同意すべく、苟も條約にして尊重せられん限り、白耳義政府は決して斯の如きの援助を英國に求むるが如き事

なかるべきを正式に通告したり。一九〇九年レオボルド二世(Leopold II)の後を繼ぎたる現白耳義王アルベール一世(Albert I)は、尙若年にして、嚴肅なる教育を受け、資性沈静剛毅にして忠誠の念厚く、義務を重んじ、自國の獨立を保全し、其中立の尊嚴を保持せん事を以て第一義と思惟したるが、獨逸のパワリアに出でたる王妃エリザベト(Elisabeth)も、亦王と思想を共にして、決して之を裏切るが如き事なかりき。王と王妃とは何れも一九一四年に於て、白耳義の二人者に期待したりし所を證明したり。

然るに獨逸は之に反して、王及び王妃の毅然として白耳義國の爲に其節を完うし得ざるべきを揣摩したり。一九一三年十一月の末の事なりき、駐獨佛國大使デュール・カンボンは、獨逸皇帝が折柄彼を訪問中なりしアルベール王に物語りたりてふ奇怪千萬なる會話を本國政府に通告したり。之によるときは、皇帝の屢々標榜したりし平和思想の今や全く別様の傾向を執るに至りたること、誰憚る所もなく言明せられ、帝は佛蘭西との戰爭の避け得べきに非ずして、獨佛の異日必ず干戈を交ふるに至るべきを述べ、尙又、附言して曰く、「朕は陛下が自らコブルグの出なる事を記憶すべし」と。王は答へて曰く、「朕は、特に朕の白耳義人なる事を記憶すべし」と。ウイルヘルムは問うて曰く、「若し朕の軍にして白耳義に侵入せんか、陛下は如何にし給ふか」「朕は朕の義務を果たすべし」と。是に於て列席の參謀總長モルトケは、此斷乎たる返事を耳にして、下の如く述べたり。「今度こそは始末を着くべき時なり。陛下は今日獨逸の熱血の如何に抑へ難きものあるかを推知し得ざるなり」と。

斯くして一九一三年の末より、獨逸政府は愈々白國の中立を侵害すべきを決したれば、同年四月二十九日、社會黨のレデブール(Ledebour)の獨逸帝國議會に於て、此の點に關する意見をヘーリングデン(Heeringen)及びヤーゴーに訊すや、彼等は頗る曖昧なる返答を之に與へたるを以て、不安の念播く能はざるの白耳義は陸軍の改革を策し、戰時の兵額十萬を十七萬五千に増加し、アンヴァルス(Anvers)リエーデュ(Liege)及びナミュール(Namur)の諸要塞守備兵を増員する事としたり。幾くもなくして大戰爭は勃發したれば、既に久々侵襲の威嚇を被りつゝありたる白耳義の爲には軍隊改革の事、決して徒爾ならざりしなり。

ウイルヘルム二世は最後に彼が計畫を實行すべき時機を促進すべく、一九一四年の初めに於て種々計畫する所ありたり。今其一例を擧げて言はんに、彼はニコラス二世の許に密使を特派し、獨逸と結びて英國に當らん事を私かに提議し、露國船舶のダーダネル及びボスフォルス通過を默認する代りに、埃及にスエズ運河を獨逸に與へんことを申出でたりしに、ニコラスは憤然として拒絶せしかば、カイゼルも亦怒りて他の手段を講ぜんとしたり。當時埃及は、獨逸皇帝が野心の一對象たりしを以て、帝は又ケデーラグ、ヒルミ・バシアと私かに欵を通じ、ヒルミが英國統監キラチナーに用金を求めて拒絶せられたるを見るや、君府を經て彼の爲め間接に右資金を調達し、之が代償として、有益なる情報を入手することを得たりき。

されど此等の陰謀も何等の結果を齎すに至らざりしかば、カイゼルも愈々最後の決着に到らんとし、此目的を以て再び塞爾比の征服に取かゝり、一九一四年の半を以てペルグラード政府に大打撃を與ふべき準備を修めたり。彼が此陰謀は、固より奥匈國皇太子との協調の結果に出でたるものにして、その結果幾くもなくして歐洲大戰亂の勃發を見るに至りたり。

第四節 フランツ・フェルディナンド太公並に

サラライエヴァの悲劇

時に奥地利皇帝は八十四歳の高齢に達しけるが、彼の長子たるルードルフ (Rudolph) は是より先、一八八九年、一子なくしてマイエルリング城に悲劇的の最後を遂げたるを以て、帝は己の弟カール・ルードウィヒ (Charles Louis) を之が後繼者となし、その一八九六年を以て歿するに及んで、更に息フランツ・フェルディナンド (Francois Ferdinand) (一八六三年生) を以て皇太子となしたり。新太子は智能の特に人に抜んづるものなく冷静にして寡言なりしも、時に感情の興奮するありて、爲に人をして其理性の存在を疑はしむること久しかりき。彼は一九〇〇年、フリードリヒ大女公の侍女たりしショーファー女伯と尊卑結婚を行ひ、爲に女伯をして曖昧なる地位を奥地の宮中に占むるに至らしめ、ハプスブルグ家の極めて嚴肅なる儀禮によりて、元來皇族ならざる皇太子の配偶者は皇族に加はる事を許されず、其席

次も亦諸大女公の後に列せらるゝに止まりたれば、彼は努めて斯かる事情より脱出せん事を望みたり。二人の結婚せんとするに當りて、フランツ・フェルディナンドは彼等の間に生すべき子女の皇位を繼承するの資格なきを承認し、豫め此等の子女の爲に之を放棄すべきを誓ひ、斯くて大なる屈辱を忍び得たれども、されど、如何にかして翌日の誓約を破棄し、彼の愛子をして皇位に即かしむべき方法を得んことを思念せざる日はなかりき。元來加特力に歸依して羅馬法皇の忠僕たりし彼は、法皇の助力の彼をして此目的を達成せしむる上に強ち無用ならざるべきを信じたるが、彼は又善良の獨逸人なりしかどスラヴ族、特に塞爾比人を惡むこと甚しくして、一九〇八年乃至一九〇九年には塞爾比を擊たんとせしほどなりき。ウイルヘルム二世は是に於てか、彼が此最後の感情に乗じて、己の目的を達せんことを欲したり。

獨逸皇帝と太公との會見は頻次行はれて、フランツ・フェルディナンドは一九〇九年、壯なる親睦的示威運動を以てボッダム (Boddam) に請ぜられたり。一九一四年に至り彼はカイゼルに對する答禮として、帝をボヘミアのコノビヒト (Konopicht) 城に招受し、二人は六月十二日を以て茲に會見して懇談數日に亘りたるが、海軍大臣ティルピツ (Tirpitz) を始め、獨逸政界に於ける有力なる若干人物も亦來りて之に加はり、重要問題の話題に上りたるを示したり。會見の詳報に至りては之を窺知するに由なきも、稿に洩れ聞く所に依れば、露國及び奥地國の領土に更改を加へ、新に二つの國を作り、太公の二子

をして之が君主たらしめん事を議題としたるものゝ如し。其中の一國は波蘭、リトワニア及びボーゼンに跨るものにして、太公の嫡子之を支配すべく、他の一は塞爾比及びアドリア海の東海岸を包括し、ボヘミア、勃牙利及び塊匈國のスラヴ民族居住地を以て成るものたり。而して獨逸帝國は、塊地利中の獨逸人居住地方とトリアエストとを併合し、此等の新國家と軍事的並に經濟的の同盟を結ぶべしと云ふにありき。

この後幾もなくして、太公は其久しく企圖したる塊塞間の戰事を近き將來に於て勃發せしめん事を期し、妃帶同にてボスニアに旅行し、遂に夫妻は悲慘なる最期を遂ぐるに至れり。此の旅行は公式には、六月末日を以て此地方に行はるべき演習に臨場せんが爲めなりと稱せられたるも、此の日は恰も塞爾比が、夢寐尙忘るゝこと能はずとせるコソボ戦役(Kosovo)の記念日たりしなり(一三八九年、塞爾比の土耳其の爲めに大敗せる戰役)。最近に於ける各種の文書にして若し信すべしとせば、太公は一九〇八年の事件この方、ユーゴー・スラヴ族の間に增長し來たれる國民的激情に乘じ、塞爾比の陰謀者が恰も太公の生命を狙へるものゝ如くに佯り、サライエヴォなる探偵の一子たるカブリノウチ(Cabrinovitch)なるものをして、無害の爆烈弾を投ぜしめ、此苦肉の策を以て塞爾比政府を詰るに、其謀殺未遂の非舉を以てし、之に對する辯明を求むる口實となさんとしたりしやも知れず。尤も之に付ては確證なしと雖、唯だ一事、確實にして疑を挿むべからざるは、カブリノウイッチの所謂陰謀の之がある。

實行の豫定期日より數日前に、塊地利官憲に告訴せられたるに拘らず、警察が之に對して豫防的の警戒手段を講せざりし事なりき。太公夫妻の六月二十八日を以てサライエヴォに到着するや、直に爆裂弾の見舞ふ所となりたりしに、彈は彼等に命中せず、是より一時間の後、夫妻の自動車にて同市の旅館を出で衛戍病院に赴かんとする途次、元とマルグラード中學校の生徒たりしプリニチブ(Presepy)なる丁年未滿の少年の爲め、拳銃を以て近距離より射擊せられ、終に之が爲め夫妻枕を並べて斃れたり。これぞ前記の似而非暗殺者とは何等の關係なき正直正銘の暗殺者にして、兇行者は即時逮捕せられたり。思ふに太公と雖、斯かる複雑なる新事實を豫想したるにあらず。フランツ・ヨゼフの寵愛薄く、宮廷並にマヂャールの政界に於て數多の敵を有したるフランツ・フェルディナンドは、一部人士の言へるが如くに恰もカブリノウイッチの陰謀と同然なる政敵の毒手に罹りたるものにして、最近に於て皇太子と反目せるブーダ・ペスト政府の總理チスツィ伯(Eissz)こそ、之が眞の教唆者にてありたるか。這般の事、之を確證するに由なしとは雖、茲に驚くべきはカブリノウイッチも、プリンチブも共に死刑に處せられず、彼等の後に法廷に引致せられたる他の若干塞爾比人中の五名のみが共謀者として死刑の宣告を受けたるに、彼等が同一の被告事件に於て各二十ヶ年の禁錮に處せられたる一事にあるなり(一九一四年十月二十八日)。

第五節 獨塊の共犯

皇太子の死は生平彼を嫌忌せるフランツ・ヨゼフ皇帝の一慰安たらざるを得ざりしかど、皇帝はさあらぬ態にて相當に哀傷の綿々たるを示し、初めの程は尙未だ復讐に意あるを表明するに至らざりき。帝の第一に着手せる事は、サライエヴ事件の第一責任を塞爾比政府に歸するの事にあらず、奥地利の新聞紙の塞爾比政府を威嚇し、又ボスニアに於て警察の煽動する所となれる人民の塞爾比人に暴行を加へたるを見たる皇帝は、却て『過てる小數者の迷妄』を悲しみたりき。從て平和の危うせらるゝが如き様なかりしを以て、君府駐在奥地大使バルラウイチニ (Barlavich) は、六月三十日『奥地間の關係は輓近に於て大に改善せられたり』と公言し、維納なる外務省の一課長マッヒオ (Machio) 男は、七月四日塞爾比公使ヨヴァノ・ウイッチ (Jovanovitch) に告げて『何人も塞爾比國、塞爾比全國民に非難を加ふるが如きことなし。吾人は唯だ汎塞爾比的大計畫を持して之を實現せんとしつゝあるの徒を非とするものたるのみ』と言ひたるほどなりき。同日、佛蘭西大使館參事官マンヌヴィル (Manneville) の伯林より内閣議長ヴィヴィアニ (Viviani) に宛てたる書信に曰く、『獨逸政府は、奥地兩政府間に起るべき緊張せる關係に關し、一部獨逸新聞紙の懷くが如き不安の念を有する事なきが如し。或は尠くとも不安の色を示す事を欲せざるなり』と。

獨逸が不安の色を現はす事を欲せずと云ふ方は前者よりは事實たるに近し。實際太公夫妻の横死の報あるや、ベルグラード政府は直に之を遺憾とする旨を言明し、且、共犯者の發覺次第之を引渡すべきを約束したるにも拘らず、獨逸並に奥地の多くの新聞紙は、太公暗殺の眞の發頭人は塞爾比政府なり、塞爾比政府は右に關して自ら辯明の責任を有するものなりと繰り返し、七月初旬、ミリテリッシュ・ルンドシャウ (Militärische Rundschau) の如きは、論じて曰く、『好機は到來したり。吾人にして開戦の決心を固むる事なからんか、一年乃至三年以内に於て吾人は吾人に取りて一層に不利益なる事情の下に戦はざるを得ざるに至らん。今日こそは吾人が進んで開戦すべき絶好の時機なれ。露國の準備猶未だ充實せず。吾人は武力に於ても、精神上の諸要素と正義の情とに於ても、正に優勢の地位に在り。從て早晚戦はざるべからざるの日到来するものとせば、之を開始するに如かず。吾人の威信、吾人の大國たるの地位及び吾人の名譽は危地に瀕せんとす。是れ吾人の死生存亡に關するの大事件たり』と。

是等の激論は果して立ち所に其效果を奏し、七月中旬に至りては、塞爾比に向つて最後通牒を發し、直に戦争を開始せんてふ方針の奥地政府の決する所となりたるは確實なるが如く、露國は公然塞爾比に味方すべきを聲明し、又佛蘭西は露國に對する盟約を重んじて之を放棄するが如きことなきは敢て之を豫想するに難からざりしを以て、彼等は寧ろ好んで歐洲大戦の禍亂を迎へたる次第なりしなり。

維納の最後通牒は、終に兩國の國交をして破綻せしめたるが、此後、獨逸政府は自ら全く該通牒を關

知せず、其塞爾比に向つて發送せられたる後に於て初めて之れあるを承知したりとし、屢々此説を唱道したるも、こは全く事實に反するものゝ如し。デーリ・テレグラフの通信員ディロン(Dillon)の通信する所によれば、通牒は豫め獨逸皇帝の許に電告せられたるに、皇帝は該條約を一層に嚴にして、之が猶豫時間を四十八時間に定めたりとあり。こは兎も角もとして、一九一四年の黃書に之を徵するも、七月二十三日、即ち該通告のベルグラード政府に發送せらるゝの日に先だちて、ミュンヘンにては之を承知し居りたる證據あり、又白書による時は、該通牒附屬の奥地利政府の解明書は已に時を同じうして巴里、倫敦及び聖彼得斯堡の三都に知られ居りたるを明にすべし。然るを獨り柏林みの之を承知せざる理由あるべしや。尙又是より數日の後、維納駐在英國大使ブンゼン(Bunzen)は、エドワード・グレー宛電報に言て曰く、「余は、獨逸大使が奥地の對塞國最後通牒の本文を豫め了知せる事を内々聞知せり」と。而して七月二十一日、柏林駐在佛國大使は、獨逸政府が動員の豫告を與へたりとの證據を得たり。

此最後通牒は、塞爾比の承諾し難きものなりけるが、こは寧ろ奥地國政治家の希望する所にてありたるなり。吾人はベルグラード駐在奥地公使ギースル(Giesel)男の通信中に於て這間の消息を明にすることを得。曰く、「吾人は塞爾比と決算せざるべからず。我等の國家が大國たるの地位を保持せんが爲には、否大國として生存せんが爲には戦争は避くべからず。吾人にして若し速に吾人の隣國との關係を明ならしむることなからんか、吾人は早晚免れ難き戦争の吾人に齎すべき難局に關して責任を負はざるなりと言ふべきなり。」

斯かる意向は、獨逸の態度の漸くにして戦争に傾くに伴れて一層に激越となり、當時獨逸に於ては、『獨逸の運命を決すべき危機』(Des Deutschen Reiches Schicksalsstunde)と題する小冊子は旺んに愛讀せられて、版を重ねること十四回に及び、フロベニウス(Frobenius)なるもの之が著者として掲げられしも、實は獨逸皇太子の手に成れりとの事なりき(兎も角も、此書は皇太子の熱稱する所となりたり)。著者は此中に於て新獨逸が今日まで頗る謙抑の態度を持したるは、是れ自ら辱むるの甚しきものにして、今や獨逸は、舊來の方針を一變すべき時機に際會しつゝあり。世人は必ずや獨逸の勝利の前に屈伏するに至るべし。從て獨逸に取りて開戦の好都合なる事未だ曾て今日の如きはなし。未だ三年兵役制を實行するの時を有せざるの佛蘭西は、下士官に缺乏し、其軍隊の不完全なるを免れざるものあり。露國も亦改革の途上に在りて、其鐵道も砲兵も造兵廠も皆缺陷を免れざるに、獨逸は之に反して、現役兵

は完備し、造兵廠は充實し、敵に大なる打撃を與へ得べき砲兵材料の豊富なる形數の實に驚くべきものあり、スパンダウ(Spandau)の藏庫には五億フランの貯蔵金貨あり、其財政上の動員も何等違算を生ぜざるべく、要するに敵の不備なるに味方の準備は整ひたり、好機逸すべくにあらずと説きたり。

奥匈國參謀總長の列席したる内閣會議の維納に開かれたる後、七月九日を以てベルヒトールド伯はフランツ・ヨゼフ老帝をイシエル(Ischl)に訪ひ、爾來奥匈は頻りに南方に其の軍隊を集中したり。十日維納發行のノイエ・フライエ・プレッセ(Neue Freie Presse)紙は、サライエヴァ事件審査の結果、塞爾比將校の太公の暗殺者と共に謀し居りたること暴露したれば、塞爾比たるもの宜しく該犯人を處刑するのみならず、將來汎塞爾比運動が兩國の關係を擾亂することなきの保證を與へざるべからずと論じ、ドィッヂ・フォルクスプラット(Deutsche Volksblatt)は又、奥國政府の奥匈國警察官をして、ベルグラードに於ける審問に與からしめんことを要求するに至るべきを報道したり。

然るに七月中旬に至りては、ノイエ・フライエ・プレッセ紙は、彼が十日の紙上に掲げたる意見を變更して曰く、『吾人は武力を以て塞爾比と吾人との問題を解決せざるべからず。平和的手段に依りて之を解決せんとするも、そは明に不可能なり。而して今後何れは干戈に訴へざるべからざるものとせば、即刻之を解決せんことを以て一層に可なりとす』と。

然るに此の後數日にして、維納及び柏林の兩政府は努めて騒然たる物情を沈静ならしめんとしたるを以て、政界は却て是れまでよりも平寧に歸したるが如く、佛蘭西共和國大統領と内閣議長ヴィヴィアニとは露帝と會談すべく發足し、塞爾比内閣議長バシッチは選舉區巡訪の途にあり、塞爾比陸軍の首腦たるブトニック(Ponik)將軍は海水浴場に在り、シェベコ(Scheléko)、イズヴォルスキ、スウェルベイエフ(Sverbejef)等、維納、巴里並に柏林駐箚の露國大使は何れも賜暇中にして、而して又ベルグラード駐箚佛蘭西公使デヨス(Degos)は藥餌に親しみつゝありき。然るに獨り獨奥の諸大公使は一人として其任地を離れたるものなかりしなり。是れ抑も何が故なりしそ。

第六節 奥匈の最後通牒と塞爾比の回答

一九一四年七月二十三日、ベルグラード駐在奥國公使ギースル男は、維納政府の數週日來極祕裡に作製したる最後通牒を塞爾比政府に送達したり。此の記憶すべき通牒の文面は稍詳に之を摘錄するの要あり。該通牒は其號頭第一に、ベルグラード政府が、爾後、奥國政府と善隣の關係を存續せん事を約束すと云へる一九〇九年三月三十一日の塞國の言明を本文のまゝ掲出し、次ぎに『奥匈國より其若干領土を分離』せんとする顛覆運動と、數年來二元國の諸地方に於て幾多の殺傷事件を惹起したる恐怖的プロバガンダとの塞爾比國內に存するを確言し、塞爾比政府の啻に此等の殺傷を禁遏せざるのみならず、寧ろ其教育や、出版物や、結社やに依りて斯かる罪惡を獎勵したるを責め、太公夫妻暗殺の陰謀のべ

ルグラードに於て企てられたる事『暗殺者の陳述と告白と』に照して明白にして、彼等の使用したる武器及び爆烈弾はナロドナ・オドプラナ(Narodna Odbrana)と稱する結社に屬する塞爾比の將校及び官吏の彼等をしてボスニアの國境を侵さしむべく之に供給したる所なる旨を述べたり。

此等の斷言に次いで『塞匈國政府は勘忍の緒』切れたりとし、仍つて先づ塞爾比政府が七月二十六日以後の宣報に於て次の如き意味の告知を爲さん事を要求したり。

『塞爾比王國政府は、結局塞匈國より其領土の一部を分離せん事を期するなる一切の傾向、即ち塞匈國反対のプロバガンダを非とし、該罪行の齎せる不幸なる結果を衷心より悲むものなり。王國政府は塞爾比の將校及び官吏が上述のプロバガンダに關與し、而して之に依り、王國政府が一九〇九年三月三十一日の宣言に於て嚴正に約束したる善隣の關係を危うするに至らしめたるを遺憾とす。王國政府は塞匈國の何れの地方たるを問はず、其運命を左右せんとする一切の思想なり企圖なりを否認し、又は排斥するものにして、王國の將校、官吏及び全國民に向つて、正式に下の事を通告するを義務なりと思惟するものなり。曰く、王國政府は爾今彼が全力を擧げて防止抑制せんとする斯の如き暴行に出づるの徒に對し、寸毫も假借する所なからべしと。』

該宣言は之を軍隊の行事の中に加へ、且又、軍隊の公報中にも公表すべしとの事なり。

加之、維納政府は、塞爾比政府が次の各項を正式に承認せん事を要求したり。

- (一) 反塞的出版物を抑壓するの手段を講する事。
- (二) ナロドナ・オドプラナ及び他の同種の結社を即時解散せしむる事。
- (三) 教授機關及び教育的團體より反塞國的プロバガンダを助くべき悶れある者を悉く排除する事。
- (四) 帝國政府の排斥せる者を軍隊及び行政廳に雇使せざる事。
- (五) 塞匈國の領土保全を危うすべき顛覆運動を抑壓せんが爲め、帝國及王國の諸政廳の塞爾比に於て協力する事に同意する事。
- (六) 六月二十八日事件の共謀者にして塞爾比領土内にあるものに對し、裁判上の審問を行ひ、而して帝國及王國政府の委任を受けたる機關をして該審問に與からしむる事。
- (七) サライエヴォの豫審廷によりてヴォエア・タンコジツ(Voje Tankosic)及びミラン・チガノヴィッチ(Milan Ciganovitch)の關係者たること明なれば之を拘引すべき事。
- (八) 塞匈國々境を超えて兵器及び爆裂弾を輸入する事を禁じ、六月二十八日の暴行者及び其共犯者の該國境通過の便を計りし者を嚴罰する事。
- (九) 塞匈國に對する六月二十八日の兇行後、塞爾比の高官は『不都合なる』言論を敢てしたれば、右に關し塞匈國政府に陳謝する事。
- (十) 上述各項を實行したることを猶豫なく塞匈國政府に通告する事。

此最後通牒は七月二十三日午後五時を以て送附せられ、その回答期限を四十八時間と定めたり。

此所謂最後通牒には、プリンチブ及び徒黨に對する豫審の結果に關し、簡單なる覺書添附せられたるが、該文書には、ベルグラーードに於て企らまれたる陰謀、張本人としてプリンチブ、カブリノヴィッチ、チガノヴィッチ、グラベズ(Grabez)及びタンコジッチの名を列記し、又サライニゴーに於て押收せられたる六箇の爆裂弾及び四箇の拳銃の同地に於て之が携帶者に引渡されたるものなる事、此等の爆裂弾の塞爾比軍隊より出でたるものなる事、チガノヴィッチは竊に之をボスニアに持ち來りて、自ら暗殺者に爆裂弾並にプラウニング拳銃の使用法を教へたるものなる事を斷言せり。

苟も一國の政府にして斯の如くに非理亂暴にして、屈辱的なる降服の勸告を受けたるものは、未だ曾て之あらざる所なり。獨逸宰相は此最後通牒を以て甚だ當然なりと云ひたるも、英國政府は却て之を以て恐怖すべきものなりとしたり。塞爾比の自ら以て身に覺えなしと陳辯せるに拘らず、彼の對手國は彼に責むるに啻に跪座して謝罪せん事を以てしたりしのみならず、之をして其主權を放棄せしめ、他國の政府之に代りて其行政に關與し、且、司法上の審問に參し、以て自ら塞爾比の國內に之が主權を求使するの任に當らんことを以てせるものなりき。斯くしては塞爾比が公然塞爾比の併合する所とはならずと雖、ボスニア及びヘルツェゴヴィナ同然の從屬國たるに至るべし。斯の如き命令に對し、彼たるもの夫れ果して如何の回答をか與へ得べきぞ。

塞爾比に對する關係の何れの國よりも深厚なる露國は、是まで回避し得たる戰爭の尙若干期間之を遅延せしむるを得べきを思惟したりしを以て、中歐列國の此突然の威嚇に接し茫然として自失せざる能はず、戰備未だ完からざる彼の一九一七年乃至一九一八年までは開戦を不利とすべきを覺悟し、よりて先づ塞爾比に對して平和的助言を試み、初めの程は其獨立と名譽とを傷けざる限り出來得るだけ讓歩する所あるべきを説き、英、佛、伊の諸國も亦同様の勸説を試みたりき。知らず憫むべき塞爾比人は是等の勸告に従ひて果して何處まで讓歩せんと欲するか。抑も中歐列國は如何なる犠牲を以て満足せんとするか。彼等の求めんと欲する所は無條件降伏にあらざるか。

最後通牒の發送せられたる後八日間に亘りて、激烈なる談判は行はれたれど、最早その效なく、獨

塊の開戦決意は動かし得べくもあらざること明となり。

第一に露國は、塊國の塞爾比に與へたる最後通牒の回答期限を以て短きに過ぐとし、何程か之を延期せん事を塊國に求むるの要ありとしたるが、同時に英國も亦、塊國の葛藤に就て熟議し、之をして落着を告げしむべく國際會議開催の事に盡力せんことを佛國に求めたり。思ふに佛蘭西とも之れ以上の名案はなかりしならん。されど本案の實行には獨逸の同意を得ざるべからざりしに、柏林政府は最初より斷然一切の協定を不可能なりとし、飽く迄も溫和なる解決を拒絶すべきを揚言し、獨逸外相ヤーゴーは、七月二十四日佛蘭西大使デュール・カンボンに向つて、余は昨日まで最後通牒の文面を知ら

ざりきと語り、カンボンをして一驚を喫せしめたり。此際外相は附言して曰く、余の考ふる所を以てすれば、戦争は局部的たるに止まるべく、即ち、當該國たる壇塞間の事たるに止まるべきものにして、何等他國の干渉すべきものにはあらざるなりと。

是に於てか白耳義政府は、前年十一月の當時に於けるが如く、獨逸の白國の中立を侵害すべきを感知したれば、一八三九年の條約調印列強に回章を發して、白耳義が決して拱手して其國境を侵さしむるものにあらざるを聲明し、且、次第に應じては列國の之に助力を與へん事を求めたり。

ベルグラード政府は、一方に於ては最後通牒の期限たる七月二十五日午後五時を以て、奧匈國政府代表者に交附するに、二十三日の通牒に對する回答を以てしたり。思ふに此回答たる奥匈國政府の期待以上に満足すべきものたりしなり。塞爾比政府は該通牒に指摘せられる事柄の順序に従ひて、先づ第一に、塞爾比が一九〇九年三月三十一日の宣言を嚴守すべきを聲明し、個人の示威運動に對する責任は彼の負ふべきものにあらざる事、彼がサライエヴォ事件を默認せりてふ非難は彼の最も意外とする所たる事、苟も塞爾比臣民にして該犯罪に關係を有する事の確證だに存せんか、喜んで之を裁判に附せんとするものなる事、最後に塞爾比政府は明二十六日の官報に於て維納政府が塞爾比政府に與へたる通牒の本文を公布すべき事を聲明したり。

最後通牒中に列舉せられたる十箇條の要求に對する塞爾比政府の回答は下の如し。

- (一) 塞爾比政府は、次期議會に一の特別法案を提出し、且、憲法第三十二條を修正して不穩なる出版物を沒收し、新聞紙の非行を抑壓せん事を保證す。
- (二) ナロドナ・オドプラナの罪證なしと雖、政府は之を解散せしめ、又奥匈國排斥の運動を目的とする同種の他の結社をも解散せしむべし。
- (三) 塞爾比政府は、反奥匈國的プロバガンダの證據を提供する場合に於ては、斯かるプロバガンダを醸生せしめんとする一切の事物を塞國の教育界より除斥すべし。
- (四) 奥匈國の領土保全を害するが如き行爲ある將校及び官吏にして其姓名及び所業の塞爾比政府に通告せられたる者は、その何人たるを問はず之を兵役より除斥すべし。
- (五) 塞爾比政府は、其領土内に於て帝國反王國政府の機關の協力を承認すべきを約束すべし。ふ要の意味と範圍とを明白に會得せず。されど政府は國際法の原則及び刑事訴訟法並に善隣の關係に適的事件に於ては件の審問の結果を奥匈國の代表者に通知すべし。
- (六) 塞爾比政府は、六月二十八日の陰謀に關係を有する彼の領土内に於ける總ての人民に關して審問を開始するを義務なりと思惟す。奥匈國當局の代理者が此審問に關與するの件に至つては政府の承認する能はざる所なり。何となれば是れ憲法及び刑事訴訟法を蹂躪するものたればなり。されど具體的事件に於ては件の審問の結果を奥匈國の代表者に通知すべし。

(七) タンコジッチは拘引せられたり。チガノヴィッチは未だ逮捕せられず。帝國及王國政府は、後日の審問に供せんが爲に、サラリエヴォ事件の審問に依りて今日まで蒐集せる犯罪の推測事項及び其證跡を知照せられたし。

(八) 塞爾比政府は、武器及び爆弾の國境を越えて不法に輸入せらるゝの途を一層嚴重に取締るべく、又サラリエヴォ事件の犯罪者を通過せしめたる官吏を嚴罰に處すべし。

(九) 塞爾比政府は、帝國及王國政府にして兇行の後、其官吏が帝國政府に對して敵意を表明したる事を明にし、之が證據を提供したる場合に於て右に關し陳謝すべし。

(十) 塞爾比政府は、帝國及王國政府をして満足せしめんが爲に執りたる手段を同政府に通告すべし。而して若し該政府にして之に満足せざる時は、之が裁定を海牙の國際裁判所に委するか或は一九〇九年三月三十一日に於ける塞爾比宣言の作製に與りたる列強に委して、平和なる協商を見るに至らん事を欲するものなり。

第七節 最後の談判

是れ確に世人の塞爾比に期待せるよりも以上のものなりしかど、斯の如きの服従を以てして尙且、維納政府をして其の抜かんとする劍を鞘にせしむること能はざりしは、實に世人の意料の外なりしなり。

是を以て七月二十六日、英國政府は飽く迄も會議開催の提議を固執したりしに、同日の奧匈國の諸新聞紙は、早くも頗る好戦的なる論説を掲載し（ライヒスボスト、ノイエス・ウィーネル・ターゲ・プラット、ペスティル・ロイド）、獨逸の新聞紙（特にケルニッシェ・ツァイトゥング）も亦然りき。中歐列國の政客は、當時大評判なりし『第二十世紀初頭の獨逸』(Deutschland beim Beginn des zwanzigsten Jahrhunderts)なる一小冊子の鼓吹せる強力の權利なる野聲を驩呼したるが、恰も之と時を同じうして先きに、諾威海岸を巡遊中なりしウイルヘルム二世は、主戰黨が喝采の裡に伯林に歸還したり。さて又露國に於ては其塞爾比熱は同國に對する同情的運動となるに至りたるに、露國政府は之を抑壓すること能はず、又敢て抑壓せんとも欲せざりければ、巴里駐箚の獨逸大使フォン・シェーンは、奥地利の塞爾比に於ける、單に己の安寧を確保せん事を要とするのみ、更に領土を擴大せんとするの野望なきものなれば、佛蘭西は須く露西亞の沈靜に努力せられたき旨を、佛國外相ビアンヴニュー・マルタン (Bienvenu-Martin)に求めたるに、マルタンは之に答へて曰く、「佛國は露西亞の沈靜に力を致すべきを以て、獨逸は須く奥地利をして平和的精神に立ち還らしむるやう盡力せられたし」と。然るにシェーンは、伯林政府の訓令によりて、ベルグラーの係争は全然奥地の問題なるを以て、何れの國も兩者の間に立ち入るを許さざるものなるを語れり。マルタンの主張は佛、英、伊及び獨逸の四大國が同時に維納及び聖彼得斯堡に向つて其の行動を開始すべしと云ふにありたるに、シェーンは此點に關する訓令に接せずとなし、更に佛蘭西に提

議するに、佛蘭西の獨逸と其行動を共にして露國に平和を説くに至らん事を以てしたり。蓋し柏林政府の唯一の希望は、露國政府の勢の驅ける所となりて滔々たる戰渦の中に投入し、斯くて中歐列國をして露國攻撃の口實を得るに至らしめん事に外ならざりき。即ち此際、選ぶべきの道は二つに一つなりき。曰く、佛蘭西は遂に其同盟國を援け、以て獨逸をして歐洲の霸王たる大偉業を成遂せしむるか、將た其言を食みて中立を守り、露佛同盟を裏切るか是れなり。何れの場合に於ても勝利は獨逸のものたるべきが、之をして第二の場合たらしめんか、佛國は全然孤立の地位に陥りて、獨逸の同盟國否寧ろ其従僕となるの止むなきに至るべきなり。

七月二十六日、露國はサゾノフ (Sazonoff) の機關新聞によりて、露國の奥地と談判を開始せんとするものなる事、因つて奥地の其露都駐在代表者スツアバリー (Szapary) に、塞爾比問題處理の爲めサゾノフと商議するの權限を賦與せられん事を奥地に求めたるに、ベルヒトールド伯を動かして該意見を徹せしめんやう露國政府の懇請する所となりし柏林政府は、七月二十七日之に應ぜん事を拒み、同時に奥地政府は獨逸の迫る所となりて、七月二十八日塞國に宣戰を布告し、萬事茲に窮したり。

露國は即時奥地に對して動員したるが、是れぞ豫てより動員の準備に汲々たりし獨逸をして、公然その西部並に東部に於て戰備に從ふべき口實を得しめたる所以のものにして、彼は二十九日よりメック、ルクセンブルグ及びダーラーデュの方面に大軍を集中せり。同日ボッダムに大會議あり、此時を以て

佛蘭西攻撃の議は確定したるなり。

七月二十九日夕、ベートマン・ホルウェッヒは英國大使ゴッショーン (Goschen) をウイルヘルム・ストラーセに招き、破廉恥にも之に提するに或種の取引を以てし、佛蘭西をして之が代價を支拂はしめんことを試みたり。ゴッショーンが彼に質すに其の佛國に對するの意圖を以てするや、彼曰く、獨逸は佛蘭西の大陸に於ける領土を占取せんとするものにあらず。但し佛領植民地に關しては然らずと。彼は英國にして佛蘭西を援助することなくんば、其の代價として之が分け前に與からしむべきを明言し、白耳義の中立に關しては多く明言する所なかりしかど、若し該中立にして他國の威嚇する所となるに至りたらん場合には（後に至りて自ら明なるが如く、彼は實は該中立の威嚇せられん事を欲したりしなり）、獨逸は之を侵犯すべきを告げたり。此等の重要な對話は、即時英國外務省に打電せられたるが、サー・エドワード・グレーは、如何なることあるも、斯かる取引に應ずること能はざる旨を獨逸大使リヒノウスキー (Lichnowsky) に通告し、英國內閣は敢て平和の維持に望みを絶つが如きことはなかりしかど、この後二日にして、佛蘭西にして若し戰爭に參加するに至らんには、英國も亦之に加はるべきを言明したり。

七月三十日、獨逸は百尺竿頭一步を進めて、更に總動員の令を下したるが、されど一方に於て英國の態度は固より彼の疑懼する所のものたらすんばあらず。且又、彼には今少しく時機を遷延するの要あ

りければ、塊露間に於て直接に談判を開始すべししてふ議に對し、四日以前に於けるよりも一層に好意的の態度を示すに至り、ベルヒトールドも亦事態の重大なるに聊か畏れを感じたるものゝ如く、サゾノフの提議に従はんとしたり。蓋しサゾノフは、原則として塞爾比に取りては極めて嚴酷なる條件に承認を與ふべしと思惟せられたればなり。斯くて該提案に關する談判は、三十日を以て開始せられれば、世人は尙、全局に亘るべき大戰争の回避し得らるゝものと思ひたり。

該談判は三十一日まで繼續したりしに、少しく心氣錯亂の氣味なき能はざるヴィルヘルム二世は、英國が實際に於て佛蘭西と其行動を共にする事なからべしてフリヒノウスキーの誤報に依頼し、又士氣沮喪したる佛蘭西の到底白國よりする突然の襲撃に抵抗すること能はざるべきを信じたれば、直に露國との國交を斷絶し、其船舶を焼却したり。彼がこれまで露帝と交換したる電報には、尙友愛の情調の漾へるあり、又彼の露帝に對して用ひたる語の親誼の綿々たるありたれば、彼の相變らず露帝の親友たるを思はしむるものありたるに、同日に至りて彼は突然、大使ファン・ブールタレース (Pourtalès) を通じて露國政府に最後通牒を送り、十二時間以内に露國軍隊の復員を命じ、然らずんば獨逸との確執の免れ得べからざるを通告し、之と同時に前日以來、ベルグラード砲撃中なりし塊地利も亦、其總動員を行ふに至りたり。

第八節 開 戰

されど露國民心の激昂したる、斯かる威嚇に恐怖すべくもあらざりき。露國の内紛は彼をして無力ならしむべしとは、獨帝が數年來の期待なりしかど、這般の鬭争その終を告げ、國會は殆ど滿場一致を以て露帝に同じて開戦を促し、其社會黨は翕然として皇帝の周圍に集まり、結束して獨逸に對し國家を防護すべきを叫び、波蘭人は一層に望ある將來を前途に夢みつゝ、先に彼の獨立を奪ふべく全力を注ぎたりし露西亞政府と其行動を共にしたり。從つて獨逸の通牒に對する露國政府の回答は全然否定的なりければ(八月一日)、ヴィルヘルム二世は直に此峻拒に報ゆるに宣戰の布告を以てしたり。

かくて獨逸は露國に向つて攻勢を執りたるが、佛蘭西に對しては果して如何なりしか。
ペートマン・ホルウェッヒは已に此前日を以て露獨戰争に際し、巴里政府が果して中立を守るべきや否やを問ひ合さしめたるも、佛國內閣議長ヴィヴィアニは、獨逸の係蹄に陥りてナボレオン三世が一八七〇年に於て執りたりし攻勢の轍を履まんことを欲せざりければ、唯だ佛蘭西の獨逸と何等争ふ所なし事、佛蘭西は彼の利害關係上爲さるを得ざるものを爲すのみなる事を答ふるに止めたり。是れ獨逸の満足する能はざる所なりき。彼は時局の切迫せる、最早一刻も猶豫すべきにあらずとし、佛蘭西の自ら攻勢的態度に出でて危地に陥るに至らん事を期し、以爲く、佛蘭西の攻勢的態度は彼をして英

國の同情を喪失するに至らしむべしと。八月一日ファン・シーニンは、再びヴォヴィアニと面會せり。佛蘭西政府は同日を以て颶風の襲來を感じして總動員の命令を發せんことを決したりしも、尙戦は起らず、こは常に之を回避することを得べきものなりと宣言したり。

然るに獨逸皇帝は、白國の中立を侵して佛蘭西に突撃を加へ得べき口實を得んが爲め、何とかして『佛蘭西は獨逸を攻撃したり』と言ひ得んことを望みたり。從て八月二日に於て佛蘭西の軍隊の到る處に於て嚴密に守勢を保持し、且、國境より十キロメートル以内に退居すべきの命令さへも受け居りたるに拘らず、獨逸政府は佛蘭西の飛行機が獨逸の領空を飛翔し、特にウェーゼル (Wezel) カールスルーエ (Karlsruhe) ニューレンベルヒ (Nuremberg) の上空を横行したるかの如くに言ひふらし、又佛蘭西兵はシュルフト (Schlucht) を攻撃したりと虛構したり。然るに同日（八月二日）、獨逸の斥候は佛蘭西の境を距ること十キロメートルなるドンシャリ (Donchery) 及びバロン (Baron) に侵入して一人の佛兵を殺し、又その馬匹を奪ひ去りたり。

獨逸軍隊が、一八六七年の倫敦會議が厳格に中立を保證したるルクセンブルグに侵入したるは、同日（八月二日）の事なりき。

獨逸は又直に白國の中立をも侵害したり。蓋し獨逸にして佛蘭西を攻撃せんとする、成るべく速に中立の侵害を決行せざるべからざりしかど、佛蘭西は當時に於て獨逸の大軍の此方面より殺到すべきを豫想せざりき。然るに八月二日夜、柏林政府はブリュッセル内閣に向つて其意向を述べて曰く、獨逸政府は、佛蘭西軍がムーズ・デ・ギベー・ナミュール線 (Meuse-Givet-Namur) に進軍し来るべき確實なる情報に接したるを以て彌ミ以て中立侵害の止むを得ざるに至りたりと。されどこは全然虚偽に外ならず。佛蘭西と英國とは白耳義の中立にして他國の侵害する所とならざる限り、之を尊重せんとするものたるを告示したりしなり。是に於てブリュッセルにては即時（二日より三日に亘る間）國王を議長として閣議は開催せられ、茲にて次の如くに壯快にして凜然たる對獨回答の決議を見るに至りしなり。曰く、『如何なる作戦上の關係あるにもせよ、法の蹂躪は之を許容するに由なし。政府は能ふ限りの手段を以て、その權利に對する一切の侵害を排する事を決したり』と。此の回答は三日朝、白國外相ダヴィニヨン (Davignon) より獨逸政府に交附せられたり。其中に曰く、「白耳義政府にして若し彼に送達せられたる此提議を承認するが如き事あらんか、彼は其歐洲に對する義務を裏切ると共に、國民の名譽を犠牲に供するに至るべし。政府は白耳義が八十年來、文明國間に於て占め來りたる役目の何たるを意識す。中立の侵害に依るに非らざれば、白耳義の獨立を維持すること能はずとは、政府の信じ能はざる所なり』と。次いで白耳義政府は此崇高なる決議を各國の外交代表者に告示したり。

然るに獨逸政府は之を以て足れりとせずして、八月三日更に佛蘭西に對して宣戰したり。その理由とする所は、佛蘭西を以て獨逸に對して禍心を懷きたるのみならず、敵對的の行動（飛行其他）を執り

たりと云ふにありしかど、獨逸は之に關して何等の證據をも提示すること能はず、漫然、無根の事實を口にして、突如其自ら以て勝算ありとしたるの佛蘭西を攻撃し、全世界の尊重する所たりし白耳義の中立を侵犯したり。其口實とする所に曰く、白耳義の中立は、異日、佛蘭西の野心を誘致するに至るの惧れありと。

かくて八月二日を以てロンウェイ (Longwy) 附近に現れ居たる獨逸軍は、直に二日より三日の夜に亘りて佛蘭西の國土に殺到し、同時に其別軍はゲンメリッヒ (Gemmerich) より白耳義の國境を侵したれば、佛蘭西政府は急ぎ白耳義に向つて五箇軍團の援兵を派遣せんことを申出でたるに、アルベール王は直に之に承引を與ふることなく、改めて一八三九年の條約に調印せる列國に之を訴へたり。四日朝、最初の砲聲の國境に響き瓦るや、若年の王はブリュッセル市民歡呼の裡に下院に臨御し、國民の前に飽く迄も國家の獨立を擁護すべきを誓ひて曰く、「此危急存亡の秋に當り、吾人は二つの徳を必須なりとす。曰く、沈着にして毅然たるの勇氣。曰く、全白耳義國民の結束一致是れなり。朕は我等の將來に信賴す。自ら防禦するの國家は、あらゆる者の尊敬する所となるべく、決して滅亡するが如きこと之あらざるなり」と。

既に前日、英國は國防上英國の海軍に信賴すべきを佛蘭西に告げたるが、久しく英國の一信條となる白耳義の中立にして侵害せらるゝの確實となりたらん以上、彼は今は大陸に於て佛蘭西に援助を致すの止むを得ざるに至れり。八月四日、英國の最後通牒を伯林政府に送達するの任を受けたる英國大使ゴフ・シェンは、英國の態度に關し、獨逸宰相ベートマン・ホルウェッヒに有名なる説明を試み、倫敦政府の最早一刻も猶豫すること能はず、斷然、佛蘭西と聯合せざるべからざる所以を明らかにしたり。此記憶すべき會見の際に於けるほどに、獨逸人の獸性の力強く暴露せられたることはなかりき。ゴフ・シェンの本國政府に對する報告に曰く、「余は獨逸宰相が甚だしく激昂せるを見たり。彼は二十分間に亘る駁撃演説を試みたり。其の末節に曰く、「英國皇帝陛下の政府が執れる政策は、最後の點に於て恐るべきものゝ爲に、英國は、只管その味方たらん事を望める同一血族の國民と開戦するに至りたり。」此點に於ける余が一切の努力は、此最後の恐るべき方針の爲に空しく水泡に歸したり。」余の政權を掌握してよりこの方、余の遵奉する所たりし政策は、空中畫樓たるに過ぎずなり。」貴下の爲せる所は余の了解に苦しむ所なり。貴下は一人の人間が二人の敵に對して生命を防護しつゝある時に當りて、更に背後より之に打叩を與へたるなり」と。」斯くして彼(獨逸宰相)は實に英國を以て、今後一切の恐るべき事件に對して責任を帶ぶべきものなりと考へたり。余はよりて斷々として彼が此の宣言に抗議して且、云へり、「貴下自身及びフォン・ヤーゴー氏が、軍略上白耳義を通過し、同國の中立を侵害することの獨逸の死活問題たるを余に説かんと欲すると同一程度に於て、余は英國が其の

嚴肅なる約束を遵守する事の英國の名譽に取つて（貴下の用語に従へば）死活の問題なりと斷ぜんと欲す。其所謂約束とは白國の敵襲を受けたる場合に於て、出来得る限り其中立を防護せんとする事はなり。若し此嚴肅なる約束にして遵守せらるべきなからんか、誰か又今後に於て英國に信を置くものあらんや」と。宰相は答へて曰く、「然らば即ち其の約束を遵守するの代價を何とかする。英國政府は此事に思ひ及びたりや。」余は能ふ限り明瞭に答へたり、結果に關する恐怖は嚴肅なる約束を破棄するの理由とせらるべきものにあらずと。』

獨逸人の精神には道念は全然その姿を隠したるなり。ペートマン・ホルウェヒは、其ゴッシャンに與へたる言を以て、尙且、之を論證するに足らずとするものゝ如く、同日、更に帝國議會に於て次の如くに説けり。『是れ實に青史上に於て永久に忘るべからざる事に屬す。我等の軍隊はルクセンブルグに侵入せり。而して恐らくは既に白耳義にも侵入したるならん。こは萬國公法に反するものなり。されど我等は遲滞すること能はざるなり。我等はルクセンブルグ及び白耳義の理由ある抗議を蹂躪するの止むを得ざるに至れり。我等は必要に迫られたり。而して必要の前には法なきなり。若し我等と同じく威嚇を受くる者あらんか、彼の思念し得べきは唯だ一事のみ。そは即ち如何なる代價を投するに至らんとも、百方之を脱出せんことは是れなり。』

議會は熱狂して此言を迎へ、佛國社會黨の率直に飽くまでも信を置きたりし獨逸の社會黨すらも、

尙且、今や頑強に國家主義を唱道し、其久しく満悦するものゝ如かりし人道主義的夢想を抛棄し、獨逸國民は舉つて宗教的の讚歎もてカイゼルの周圍に虜集したり。而して又露國を以て戦を回避すべしとし、英國を以て之に參加するが如き事なからんとし、佛蘭西の無力なるべきを誤想したりしカイゼルは、今や父祖の神靈に祈願を罩めざるを得ざるに至れり。蓋し帝は自ら神の代表者を以て任じ、傲然として戦争の止むを得ざるものなるを主張したるなり。一九一四年八月、帝の議會に於ける勅語に曰く、「我等を左右するものは征服慾にあらず。我等を鼓動するものは、神が我等に與へ給へる日向の場所をば、我等及び我等の後世子孫の爲に保持せんとする確乎不拔の意志なり。朕の政府、就中朕の宰相が、最後までも極端なる決斷を回避すべく努力したる事は、諸君に提示せらるべき書類に由りて諸君の明かに認めらるゝ所たるべし。我等は防禦の止むを得ざるに至りて、茲に清き良心と潔白なる手とを以て劍を抜くに至れるなり。』

されど、事實は中歐列國が何等の挑戦をも受くることなかりしに、自ら塞爾比、露西亞及び佛蘭西に攻撃を加へたるなり。白耳義に侵入したるなり。英國は神聖なる條約を死守すべく、終に戦渦に巻き込まれるゝには至りたるなり。而して更に其他の列國も亦、纏て武器を執るの止むを得ざるに至らんとする。見よ獨逸皇帝なる一誇大妄想者が塊塗の葛藤に關聯して己の野望を充足せんとしたるが爲に、幾百萬の生靈相屠戮し、全歐洲をして碧血杵を漂はすの慘劇を演ぜしめんとはしたるなり。

第九章 諸同盟系統

第一節 伊太利の局外中立（一九一四—一九一六）

余は大戦の尙未だ其終熄を告げざる一九一六年八月を以て、此最後の章を書き始めたるものなれば、今に於て其終局の何たるを検證するに由なく、將た其將來齋さるべき結果の如何を正確に豫知すること能はざるなり。從て余は茲には開戦以來、最初争ひの相手たりし二箇の國家團體が或は其の味方の新參により又或は其脱退により、如何に變遷するに至りたるかをば、簡單に説明するに止めんとす。余は諸君をして一層によく此點を了解せしめんが爲に、各國の此長き戦争に於て得たる成敗の跡を詳述せんと欲す。

一方に於て獨逸、奥地利及び伊太利を一團とせる三國同盟あり、他の一方には佛蘭西、露西亞及び英吉利を一團とし、之に加ふるに白耳義を以てしたる三國協商あり。前者は一億五千三百萬の人口を有したるに、後者の人口は二億六千二百萬を越えたり。されど三國同盟なるものも開戦の勿々に於て既に安全なるものに非ざりしを知らざるべからず。是れ實に伊太利が之を脱退したるが爲にて、同國は正式に三國協商と結ばん事を期して、一九一四年八月を以て中歐列國を援助せん事を拒絶したるなり。羅馬政府は、彼が一八八二年を以て獨奥地利同盟に加入したるの舉を以て愚劣の政策なりとなし、之を悔ゆるもの既に年ありき。是れ彼が其政策を變更したる事實に徵するも明白なり。彼は一八九六年及び一八九七年以降、佛蘭西・經濟上に於て和解したり。後一九〇〇年及び一九〇二年に至りて二箇の條約を佛蘭西と結び、之に依りて兩國交とも其の地中海に於ける利害に關して協定する所ありき、佛國は伊國のトリボリ政策に妨碍を加へざるべきを約束したる代りに、伊國はモロッコに關する佛蘭西の意圖に妨碍を加ふる事なかるべきを約したり。一九〇四年四月八日に於ける英佛協商も、亦伊太利の賛成する所たりき。次いで伊太利のアルヘシラス會議に於ける態度（一九〇六年）亦、明白に佛蘭西の政策に好意を表するものなりき。此後一九一二年十二月に以て三國同盟の改訂を見るに際して、伊太利は敢て確實に該同盟を脱退するには至らざりしが、最近に至りて彼は漸次、其貴重なる古き政治的傳統の上より常に相乖離せる奥地利と己の運命を共にしたるを遺憾とするに至りたり。暫し鎮靜したりし彼が未回收地回收運動（Irredentism）は漸く勢を得て、是れまでよりも一層に熾烈となり、ガリバルディ（Garibaldi）の當時に於ると同じく、トリエスト（Trieste）フリウル（Friuli）及びティロール（Tyrol）の伊太利人居住地方は、當然伊國の領する所たらざるべからずと敦固きたり。奥地利政府の塞爾比を侵し、又豫て伊太利の垂涎する所たるアドリア海の東海岸を蠶食せんとするに及びて、奥地利の政策の獨り該地方に於ける伊國のそれと衝突するに至りたるのみならず、他の方に於ては何程か羅馬政府のトリボリ政策にも妨碍を加ふるには至りき。斯くて一九一三年八月、中歐列國の塞爾比攻撃を策し、三國同

盟を利用して伊太利を己の味方に引き入れんとするや、伊太利は全然守勢的の性質を有するに過ぎざる該同盟に之を適用すること能はずとし、正式に獨塊と分離して彼等に従はん事を拒絕したり。次いで塊地利は彼の保護の下にあるなるヴィルヘルム・フォン・ウイード (Wilhelm de Wied) 公を擁立して、アルバニア公となせり。ウイード公は普魯西軍隊所屬の一士官たり、一九一四年四月を以てドゥラツォに至り、不安を極めたる新公位に即きたるも、幾くもなくして退去せざるを得ざるに至りたりしが、伊太利は塊地利の此の政策に對して、心痛と不快とを禁する能はざりき。されば一九一四年七月、塊地利の塞爾比に最後通牒を交附し、愈々大戦争の勃發を見るに至るや、世人は早くも、伊太利の前年同様に彼の同盟國に同することなかるべきを豫想したりしが、果せるかな、伊太利は又もや三國同盟の全然守勢的の同盟たるに過ぎざるを主張して、八月三日、中立を宣言したるなり。是れ實に彼が翌年を以て英佛露の三國協商に參加するに至るべき新なる形勢を豫告したるものたりしを想ふも、必ずしも無謀にはあらざるなり。維納政府が暴虎憑河の冒險を敢てせるを見たる伊太利は、此の際空しく手を拱いて爲す所なきは何等獲得する所なき所以なれば、寧ろ其の渴望せる領土を之が現在の所有者より奪取すべく努力する所なかるべからずとし、彼の所謂未回収地回収運動を成就し、トリエストは固より、尙進んではアルバニア並に小亞細亞の一部をも征服するの好機正に到れりとし、從つて冥々裡に三國協商に接近したり。彼の即時に三國協商に加入せん事を宣言するに至らざりしは、思ふに是れ當時伊太利に途なきに至りき。

の武備未だ完からず、之が準備の爲め尙數ヶ月を要したりが故に外ならざりしなり。

伊太利の脱退は固より、中歐兩帝國の大に憤懣する所なりしかば、伊太利の喜んで兵を進むるの意志なきを見たるの彼等は、寧ろ強力に依り強ひて彼が參戰を促すの手段に出で、宣戰の布告せられたる後、有力なる塊地利軍を伊太利半島に進めて、ミラノ (Milan) を奪取し、伊國をして無理強びにアルブ山を起えてリオン (Lyon) に向はんとする獨塊の佛國征伐軍に參加するに至らしめんことを思ひたりき。思ふに獨逸の北佛攻撃の第一計畫にしてマルヌ戦に敗北して、エース (Aisne) に退き、白耳義までも後退するに至らざりしならば、彼が此戰略は、夫れ或は實現を見たるやも知るべからざりしも、此後リオン方面に對する牽制運動は、最も實行不可能となりたり。斯の如くにして伊太利の中立は妨碍を受くるに至らず、獨塊の兩國は今は唯だ外交上の政策に依りて、再び伊太利を彼等の仲間に引き入るより外に途なきに至りき。

第二節 獨逸及び其戰爭方法

獨塊の兩國は、開戦勿々斯の如くにして其貴重なる同盟國を失ひたるが、彼等の亂暴にも條約を無視したる爲め、全歐洲否全世界に亘りて不利益なる印象を生ぜしめ、彼等の外交上並に軍事上に於ける方略を以てしては、直に新なる同盟者を得るに由なきの様なりき。我等は常に平和を欲したるもの

なるに、敵國は我等をして開戦の止むなきに至らしめたりとは、ニコラス二世及びサゾノフの宣言する所にして、世人皆此言に信を置きたりしかど、ヴィルヘルム二世、彼が左右の臣僚並に御用記者の言は全然信用を以て待たれざりき。八、九月に於ける獨逸軍の白耳義國內に於ける暴行の數々は、悲しむべき結果を世界の公論に及ぼしたり。獨逸軍は單に條約を無視して白耳義に侵入したるを以て満足せず、一切の人道を蹂躪してルーヴアン(Loovain)を焼き、婦女子を銃殺し、掠奪を行ひ、到る處に於て暴行を働きたり。既に獨軍の侵入する所となりし佛蘭西の地方も亦同斷にして、レンヌ(Reims)の寺院、アルラスの市廳は、何れも獨軍の砲火の爲に破壊せられ、或は焼却せられたり。侵入軍は其巴里に殺到するに當り、先づ同市を扇面形に分割し、而して各扇面形にして獨軍に抵抗するか若くは其申出でたる條件に從ふ事を躊躇したらん場合には、容赦なく次々と之を破壊するの手筈を定めたり。戦争法には何等の拘束もなしと稱せる獨逸のツラベリン飛行船及び飛行機は、英國の防備なき都市に爆弾を投下して、到る處、死者を生ぜしめ、同國を荒廃し歩きたり。獨逸帝國議會議員エルツベルゲル(Etzberger)は記して曰く、「戦争は残酷にして強暴なる機關たらざるべからず。こは成るべく無慈悲ならざるべからず。是れ「最も偉大なる人道」の原則なり。人若し、倫敦全市を破壊するの方法を見出すことを得ば、こは唯一人の獨逸人の血を戦場に流さんよりも一層に人道に適するものたるべし。……吾人に取りては如何なる手段も善良なり。吾人にして彈丸の雨を英國の領土に降らすの祕訣を有すとせんか、何故に之

を利用せざるか。英國及び其同盟國の吾人を呼んで野蠻人と稱すること寧ろ幸なれ。獨逸人は此等の嫌忌すべき行を敢てして、出來得る限り其侵略せる地方を併合するの結果を得ん事を欲し、八月二日に於て白耳義の一部分をも併合するの意志なしと言明したる獨逸政府も、今や之を以て帝國の領土たらしめざるべからず」と。ロカール・アンツィイゲル紙は曰く、「白耳義は吾人の屠りたる獲物の一片として吾人のものとなりたるなれば、こは獨逸に併合せられざるべからざるものなり。吾人は斯かる廢物に對して獨逸帝國に附屬するの名譽を與ふる事を欣びとするものにあらず。吾人の白耳義を利用する事を得るは不信なるアルビオンの鼻下に擬せられたる拳としてのみ」と。特に軍人は腹藏なく其思ふ所を披瀝し、クラウゼウィツ(Clausewitz)將軍は曰く、「再生の獨逸は、將來西方の帝國の中心たるに至らん。……吾人は普魯西に隣接せる地方を併合すべし。……戦争とは敵を抑壓して、吾人の意志を貫徹せんが爲の暴行なり。……斯の如きの暴行を行使するに當りては、何等の制限だも是れなし。……凡て何人にも自ら力ありと思ふ者は、敵にして彼と同一の行動に出でざらんか、何等顧慮するを須ひず、流血尙且、其の惜む所に非ずして早晚最上權を獲得すべきものなり。……徵發の權利は、土地が涸盡し、窮乏し、荒廢し果つるに及びて始めて熄むべきものなり。……戦争には強力なる唯一

の手段の存するのみ。其の他何ものも之あらず。……世人の聲を大にして擁護せんとする萬國公法の如きは、戦争の目的及び權利に對して僅かなる制限を置く事を得るのみ。否殆んど何等の制限をも課すこと能はざるものなり」と。前陸軍大臣ブローンスアルト・フォン・シエルレンドルフ(Bronisart de Schellendorf)の説はクラウゼヴィッツに比し一層に强硬なり。曰く『戦争の事實を書せんが爲には血を以てせざるべからず。將來の戦争は殘虐なるべし。獨佛間に於ては唯だ決死の決闘あるのみ』と。而して彼も亦、併合論者なりき。ハルトマン將軍(Hartmann)も亦、此等の論者と同じく論じて曰く『軍事行動の絶對的自由は戦勝に於て缺くべからざる條件たり。純軍事的行動よりする時は、戰時國際公法に依りて此の種の行動に束縛を及ぼさんとする一切の試みの否認せられざるを得ざるの理由は茲に在り。吾人は萬國公法によりて軍事行動を拘束し、之を麻痺せしむるが如き事なからんやう注意せざるべからず。現時の戦争が、過去に於けるよりも一層に亂暴に又、一層に一般的なる暴行を何等の容赦なしに行ふものたるを知らざる者は空想者のみ』と。ベルンハルディ將軍は、是等の思想を哲學的に叙述して云へり『戦争は進歩の一手段なり。人間生活の調整者なり。文明の缺くべからざる要素なり。創造の力なり。……戦争を挑むべからず、戦はん事を求むべからずと云ふは誤謬のみ。……道徳の禍機に瀕せるが如き場合に於て、此の難問を解決するは外交の事なり』と。フォン・デル・ゴルツ將軍は云へり『何よりも第一に必要な事は、敵よりして勝利の希望を奪ふことなり』と。ディトフルト

(Dithfurth)は曰く『世人は我等を蠻人扱にせり。是れ誤りのみ。吾人は蠻人にはあらざるも、軽て蠻人となり得べきものなり。其の時に至らば吾人は吾人の敵に向つて次の如くに叫ぶ權利を有すべし。これ諸君の欲する所なりき。……吾人は之を是正すべきの必要なし。之が爲に辯解を試みるの必要なし』と。ウィルヘルム二世の公然斯の如き暴言を吐くに至らざりしは勿論なるも、されど帝は飽くまでも獨逸の暴行の敵國の挑發に因るものたるを固執し、合衆國大統領に寄せたる電報に於ても、白耳義に於ける獨逸軍の暴行の敵の挑發に因るものなる旨を訴へて曰く『(ダム・ダム弾を使用せり。非戦鬪員たる市民は殘虐なる行爲を働けり。少女及び僧侶は負傷者の眼を抉り、或は之を殺したり。醫者に攻撃を加へたり等)。恐るべき各種の暴行は之が爲め萬止むを得ずして突發したるものにて、是れ又斷腸の念に堪へざる所なり』と云へり。獨逸宰相の(一九一四年九月二日)ユナイテッド・プレス(United Press)及びアソシエーテッド・プレス(Associated Press)(米國)に宛てたる通信も、亦之と同一趣意を述べたるものなりけるが、獨逸の舊教牧師、神學者、監督(其中にはエスキタ教徒もあり)等も亦之に同じ、ルーグアンの暴行に對してすら勵聲之を難詰する事能はざりし新法王ベネディクト十五世(Benoit)に非難を加ふること能はざりき。最後に獨逸諸大學の九十三名の教授連は宣言書を發布して、獨逸の責なりとせられたる犯行を否認し、破廉恥にも責任を斯かる暴行の犠牲に供せられたる輩に轉嫁して、此等の輩の挑戦に對しては返報を與へざるを得ざりしなりと云ひたり。

第三節 露國に於ける中歐兩帝國の計略

獨逸は戦争の起原に關して虚説を流布し、萬國公法の侵犯を否定し、却て責任を此等の暴行の犠牲となれる輩に嫁して以て輿論を轉向せしめ、之によつて敵の勢を殺さ、自ら之に乗ずるの餘地を得べく同時に、敵國內に騒擾と反亂とを發せしめ、之によつて敵の勢を殺さ、自ら之に乗ずるの餘地を得べく執拗なりしこと殆ど想像も及ばざる所なりき。彼は最初奥地利と共に主として這般の陰謀を露國に對して運らし、其革命黨を煽動し、以てツァール政府を顛覆せしめんとし、特に其社會黨を引て我が手に入れんと企らみたりしが、此試みは不幸失敗に歸したりき。露國の社會民主黨の常に多數を擁して容易に其勢力を失喪するに至らざりしは事實なるが、されど彼は佛蘭西の社會主義の風に耽溺しつゝありたる虛妄の思想に陥らざるだけの智慮までも失ひ了りたるにはあらず、彼が獨逸の同僚の信賴するに足らず、政治上並に經濟上に於ける露國の真正の敵の獨逸そのものにして、こは飽く迄も打破せざるべからざる所に屬するを了得したれば、差當り皇帝と其行動を共にし、偏へに之が爲に奉仕することを求むる外、他意なかりき。ゲオルグ・ブレハノフ (Georges Plekhanow) は當時『戦争に就て』と題する小冊子中に於て述べて曰く、『現時の状態に於ては、獨逸帝國主義の敗北は、革命運動を獨逸國內に擴延せしめ、且又、露國に於ける帝權に打撃を與ふるに大に效果あるべく、又之と同時に獨逸社會民主黨中の右黨の敗北を意味する事となるべし。果して然ならば獨逸の大敗は、全世界に於ける革命的社會主義に取り寧ろ頗る望ましき所に屬するなからんや』と。

露國に革命を起さんてふ中歐列國の陰謀は、デュネーヴの『社會民主黨』雑誌上に掲げられたるベトログラード（一九一四年の戦争勃發後、露國の首府は獨逸式の舊名を廢したり）の社會民主黨に屬する一勵勵者の書翰中に明なり。但し其計畫は全く失敗に歸したるなり。

- (一) 君府逃竄の露西亞の社會民主黨員は、奥地利側の運動者の勸説したりし所謂ウクライナ (Ukraine) 解放の企畫なるものに參加する事を拒絕したり（一九一四年九月）。
- (二) デュネーヴに逃亡せるガルギアの社會民主黨員は、奥地利側の運動者が、彼等をして露國に反抗する運動を起さしむべく、運動費を提供したるに多く之を喜ばざりき。
- (三) 奧地利、特にチロール及びレンベルグ (Lemberg) に於て、多數露西亞人の逮捕を見るに至りたりしも、その中革命黨と名指されたる輩は直に釋放せられたり。
- (四) 瑞西より高加索の一革命黨員を維納に呼び寄せ、之を使嗾して露國に反亂せしめんことを企らみたりしも、該革命黨員は一切の提供を拒絕して瑞西共和國に歸りたり（一九年一四年十一月）。
- (五) ウクライナの一社會民主黨員の書信によれば、奥地利政府が露西亞の亡命者をして其本國に於ける運動に奔走せしむべく、莫大の金額を散布せる事實を知るべし。

(六) 獨逸の某なる一大尉はデュネーヴに於て露西亞の社會黨首領等を使嗾し、之をして露國の内地と聯絡を通せしめん事を企畫したりしに、首領等は憤然として之を拒絶したり。

是等の陰謀は、露西亞帝國の雜然たる諸民族を煽動せんとする獨逸の遠大なる計畫に出でたるものにして、即ち波蘭人、アルメニア人、猶太人、レット人及びエストニア人、芬蘭人、ウクライナ人等をば、彼等が怨嗟の對象たるツアール政府より分離せしめんとしたるものなりしに、此等の諸民族は何れも此誘惑に致されずして、相變らす彼等の政府に忠實なりき。百年以上の永き露國に隸屬したりしにも拘らず、固く其權利を意識したる、人口の饒多にして能く團結せる波蘭人は、蓋し中歐兩帝國の特に援助を期待したる所なりき。一九一四年八月ウ・ルヘルム二世の彼等の爲に發したる奇異なる宣言は、能く這間の消息を示すものなり。其内容下の如し。『波蘭人よ、諸君は一夜聖山(Svyatyy Gory)なる僧庵の鐘の、何人も其手を此網に觸れたることなきに、自ら鳴り始めたるを記憶するならん。當時敬虔なる人々は、此奇蹟を以て一大事件の完成を正確に豫告せるものとしたりしが、實に此事件こそ露國を打破し、波蘭に於ける一切の神聖なる事物を再興し、最も文化ある此國民を獨逸と結合せしむる事を決せるものなれ。朕は不思議なる夢を見たり。一大危難の迫る所となりて聖母は朕に命するに聖屋を救濟せんことを以てしたり。聖母は涙を以て朕を眺めたり。朕は彼女の意志を遂行したり。噫、波蘭國民よ、冀くは諸君の仲介に依りて此事の實現せらるゝに至らん事を。諸君の同胞及び救濟者の鬪に彼等に與へたる宣言を迎へたり。其中に曰く、

波蘭よりボーゼン(Bozen)を割取し、斯くして彼が法律の下に歸服したる此地方に於て、常に頗る峻嚴なる權力を行使し來りたるは獨逸そのものなりければ、其元首の試みたる此種の誘惑は、多く波蘭農民を動かすに足らざるものゝ如く、彼等は却て露軍總司令官ニコラス太公の一九一四年八月を以て彼等に與へたる宣言を迎へたり。其中に曰く、

『波蘭國民よ、諸君の父祖の神聖なる希望の實現せらるべき時は來れり。波蘭の國の粉碎せられてより既に茲に百五十年に及ぶも、彼の精神は尙未だ死せざるなり。思ふに此精神たる波蘭人民の復活して、大露西亞の同胞と和解し得べき日の來れかしてふ希望の中に活くるものなり。露國の軍隊は斯かる和解の吉報を諸君に齎し、波蘭國民を分割せる國境をして消滅せしめ、波蘭國民を擧げて悉く露國皇帝の治下に統合せんとす。斯くて波蘭は復活し、その宗教、その言語、その地方行政に於て自由を得るに至らん。露國の諸君に期する所は唯一事のみ。歴史的に諸君と聯繫する所ある諸民族の權利に對して、等しく尊敬を拂ふに至らん事はれなり。我が大露西亞は胸襟を開き友愛の手を伸べて、諸君を迎へんとす。露國は、グリューンヴァルデン(Grunwalden)に於て敵を擊破したる劍の未だ锈びざるを

信す。今や露西亞の軍隊は太平洋の岸より北海に至るまで進軍しつゝあり。諸君が新なる生活の北光は將に現れんとしつゝあり。見よ此北光の眞只中に於て受難と復活との象徴たる十字の記號の明煌々として輝けるを。』

此宣言はカイゼルのそれよりも芝居氣に乏しきも、尙仔細に之を觀察すれば、豫め今後に演出せんとする一幕の準備を怠らざるものにて、此點に於て波蘭の愛國者に十分なる満足を與ふること能はざりしなり。ニコラス二世は嘗てアレキサンドル一世の爲したりし如くに、カタリナ女帝、フリードリヒ二世並にマリア・テレサ(Marie Thérèse)の十八世紀に於て行ひたりし罪過を償はんとしたるものなるも、されど帝の所謂補償は、主として奥地利及び普魯西より其の舊波蘭領を奪取し、よりて波蘭を露西亞の治下に屬せしめんとするにありたり。ニコラス太公の宣言は、此解體せる波蘭に復するに其往時の獨立を以てせんと言ふにあらず、又其失喪したる政治的自由を約束したるに過ぎず。又該誓約にはニコラス二世の署名なかりき。ツァールは後に至りて之を破棄するの心組にてはあらざりしか。この後程なく、ペトログラード政府の説明する所に據れば、該宣言はリトヴァニアにもルテニア(即ち波蘭第一回の分割によりて露國の得たる西部諸縣)にも、將た一九一二年を以て波蘭より除外せられたるヘルム(Chelm)縣にも及ばざるものなりとの事なりき。露軍のガリチア(Galicie)を侵して(一九一四年一一九

一五年)殆ど其の全土を征服するや、露國は之を分割して其の一部を併合せんと欲し、斯の如くにして波蘭の解放を實現すべく何等施設する所あらず。一九一四年八月九日に於ける奥國政府の宣言も、亦之に言及する所あらざりければ、波蘭は斯かる曖昧なる言説を疑惑するの状なき能はず。彼が交戦國の何れにも味方せずして自身の安全を圖り、一九一五年、獨軍の攻勢に出でて露軍を擊破し、ヴァルソウを奪取するに際しても、幾度となく分割の憂目に遭ひたる此民族の結束してツァール政府を援助するに至らざりし所以、敢て之を了解するに苦まさるなり。

斯くて兎も角も露國を解體せしめ、彼をして結局戰爭繼續を不可能ならしめんとしたる中歐列國の陰謀の全く失敗に終りたるは事實にして、爾來露國に於ける諸民族は、露國に對し何等離反の運動をも試みるが如きことなく、所謂露西亞そのものは一體として露帝の周圍に結束し、皇帝も亦その戰争爆發の以前に於て何人も不可能なりと思惟せし諸改革案を採用し、獨逸人及び獨逸系露人の陰謀の一九一四年に於て頻々として行政並に陸軍高級司令部に行はれて、或は敵の便宜を圖り、又或は單獨講和説を流布せんとしたりしかど何れも效果なく、露國政府は同盟國と全く不離の關係を結ぶに至りたり。開戦勿々、佛蘭西、英國及び露西亞の倫敦條約を締結して(一九一四年九月四日)、皆その同盟に膠着し、敵國と何等の談判をも開始せず、將た單獨講和を結ぶが如き事なかるべきを約したるは、實に此事實を證明するものなりき。

第四節 英國、日本及び葡萄牙

露國をして萎縮せしめ、若くは其同盟國より之を離反せしめんとして謀遂に成らざりし獨逸は、英國の強韌なる抵抗を擊碎せん事を企てゝこれ亦失敗し、ツエーベリン飛行船は無防備の都市を爆撃すべく英國海岸に襲來したるも、合衆王國民の剛健なる愛國心を傷ふに由なかりき。英國は今や其久しきに亘る強制兵役嫌忌病より癒えて、一九一五年を以て遂に強制兵役制を採用し、將に獨逸軍に遙らざる陸軍を編成するを得んとしたり。獨逸の陰謀によりて煽發せられたる同盟罷工は幾くもなくして終焼し、柏林を策源地とする愛蘭土の暴動も、一九一四年に於ては格別重大なる形勢を招致するに至らず、翌年末、始めて反亂の勃發を見しかど、是れ亦一時の現象たるに止まりて、ケースメント(Casement)の縛に就きて刑せられてよりは一の昔語りとして記憶に止めらるゝに過ぎざるものとなれり。英領印度を攬亂せんとしたる獨逸人の企みも其功を奏せずして、英國政府は却て忠誠奉公の至情に於て毫も加奈陀人のそれに劣る所なき兵士を印度に募集する事を得、ブルー人に對する獨逸人の反亂煽動は初め何程かの成功を見たるも、此の第二のトランスヴァール戦争は直に鎮壓せられ、英國はそれのみならず、新に有力なる同盟國を遠陬の地域に得て、その力によりて獨逸を痛撃することを得たり。

此遠隔なる同盟國とは日本即ち是なり。日本は、一九〇五年八月十二日の條約に依りて英國と同盟

し、更に一九〇七年及び一九一〇年の條約を以て露國に接近したるが、一八九七年以降、膠州灣に占據したる獨逸人を隣國とするに堪へず、獨逸が山東の支配者となり、從て其勢力を支那に張り、特に一九一二年の革命この方、支那の積衰に乗じて益々跳梁せんとするに忍びざりければ、歐洲大戦の爆發するや、容易に英國の申出でたる舉兵の懇願に應じ、一九一四年八月二十三日を以て獨逸に宣戰し、直に艦隊を派遣して兵を山東に送派し、驚くべき戦績を擧げて年の改まらざるに全然獨逸の勢力を支那より一掃したり。爾來日本は歐洲方面に戦争を持続せる三國協商との關係を斷つことなく、其產業上の活動に由りて、露國に其缺乏せる砲兵材料及び軍需品を供給し、以て露國をして一九一六年に至りて前年に於ける敗戦の屈辱を雪ぐ事を得しめたり。英國の斡旋によりてベトログラード及び東京の兩政府は、一九一六年七月三日を以て條約を締結して益々密接なる關係を結び、之によりて満洲に於ける確執を根絶することを得たり。

日英同盟と相並びて英國は更に最近に至り獨逸に對抗する英葡同盟を締結したれば、獨逸の彼と同じく資力の豊當なる英國に對して懷ける敵意の次第に高じて、大戦の勃發この方、之を目するに其第一に目ざす所の大敵を以てするに至りし事は、之を了解するに難からざるなり。葡萄牙は一九一〇年十月五日の革命を以て王國を變じて共和國となし、經濟上並に政治上に於て常に英國に依頼したるが、こは實に一七〇三年のメスウェン(Methuen)條約この方、英國の保護の下にありしなり。彼が阿弗利加

に有せし大なる植民地は夙に獨逸の野心の目的物となり、柏林政府は十九世紀末の二十五ヶ年間に於て銳意、南阿弗利加に於ける其の新建の帝國を擴張すべく、極力葡萄牙の植民地を奪取せんとし、特に英國と共に此等の領土を分割せん事を策しつゝありしなり。斯かれば英國は好餌を提して、リスボン政府を大戦争の味方に引き入れ、彼をして獨逸政府の歐洲の事に忙殺せられて海外を顧るの違なきに乘じ、獨領西南阿弗利加及び東部阿弗利加に染手せしめんとしたり。蓋し此等の獨領は葡國領土と其境を接するものなればなり。英葡同盟は斯の如くにして成立したり。

第五節 戰時に於ける土耳其

されど獨逸は決して敵の彼に對して新なる味方を作り出すべく腐心し、着々として其效果を收めつあるの間に空しく袖手傍観するが如きものにはあらざりき。假令豫期せる所なりしとは云へ、伊太利の脱退は彼の大に失望する所なりしが、彼は是に於てか直に伊太利に代るべき一國を三國同盟に加ふることを得たり。是れ實に彼の夙に其の系統に加ふべく怠ることなかりし土耳其そのものにして、獨逸は輓近に於て之を己の被護國に指數し、出來得る限り其の資源をば利用せんことを欲したるなりき。青年土耳其は、アブド・ウル・ハミッドと同じく、獨逸の勢力に迎合したりしかば、獨逸は其の自ら建設する所たりしバグダッド鐵道に依りて、長へに小亞細亞を占領し、且又、印度に至るの大道を把握せんことを欲したり。斯くて獨逸の教官の土耳其の軍隊を訓練すること已に久しく、ファン・デル・ゴルツ元帥は長く此一團の頭梁たりしが、一九一三年十二月、リーマン・ファン・ザンデルス將軍 (Liman von Sanders) は、新なる軍事的使命を帶びて君府に至り、土耳其軍をして何時にも戰争に應じ得べき準備を整へしめたれば、機會は茲に到來したり。獨逸との同盟を利用して豫ねて巴爾幹半島に失墜したる其勢力を回復せんことを欲したるの土耳其は、又之によりて一面に於ては露西亞人をアルメニアより驅除し、以て己の勢力を高加索に擴延せんとしたる外に、他の一面に於ては獨逸の援助によりて埃及を回復せんとしたり。エズ運河を英國より奪ひて、自ら印度への海路を制せんことは獨逸の欲望を唆るに足るものなりければ、彼は頗る此最後の計畫を歡迎したりき。

大戦の初めに當り、自ら戰備未だ完からずとして、少くとも形式上に於て中立を宣言 (八月三日) したるの土耳其は、幾くもなくして勃牙利の襲撃に備へん事を名として動員に着手したりしかば、英國は之を恐れ、土耳其をして安んせしむべく、直に彼が埃及の政局を變更するの意志なく、埃及は常に名義上ケディーヴの權力と土耳其朝廷の宗主權との下に在るべきを宣言し、此後數日にして (八月十六日)、佛蘭西及び露西亞も亦英國と同じく、土耳其帝國の獨立と領土保全とを尊重すべきを約せる旨を發表したり。されど獨逸は東方諸國をして夫れぐに彼の處置に満足せしむべく陰謀怠りなく、土耳其には其先きに失ふ所の群島を、勃牙利にはマケドニア、羅馬尼にはベッサラビア (是れ露國が一八七八年こ

の方占領せる羅馬尼の領土なり)を、又希臘には、その宿昔憧憬の目的物にてありながら三國協商の首肯を得ること能はざる若干列島を回復せんことを期せしめ、尙又之に加ふるにエンヴェル・バシフをして一方に於てはスエズ及び埃及を、他の一方に於ては高加索を奪還せんことを夢想せしめたり。

斯くて、ゲーベン (Geben) 及びブレスラウ (Breslau) の兩獨逸軍艦のアルヂエリアなるボーン (Bône) フィリップヴィル (Philippeville) の一港を砲撃したる後、一九一四年八月十日を以てダルダネルスに逃竄し、之を其避難所となすや、三國協商側は抗議を土國政府に致したれば、君府政府は直に曖昧なる態度を取りて之に應じたり。一八四一年七月十三日の海峡條約は、一八五六年三月三十日の巴里條約によりて確保せられ、土耳其自らも亦、一八七一年三月十三日の倫敦條約及び一八七八年七月十五日の柏林條約を以て之に承認を與へたるが、之に依れば此等の獨逸軍艦は二十四時間以内に海峡を退去するか、或は其武装を解除せざるべからざる筈にて、一九〇七年十月十八日の海牙條約も亦、此點を明にしたりしより、英佛露の協商側は、八月十三日を以て土耳其政府に之を要求する所ありしに、土耳其政府は、該軍艦は獨逸より之を購入したるものなりと答へたり。是れ明らかに虛偽にして、此の場合は海戦に關する倫敦宣言(一九〇九年二月二十六日)の適用を要するものなりき。倫敦宣言には曰く、「戦争開始後、船舶を中立國籍に移したる場合に於ては、該移轉にして敵船たる性質より生ずべき結果を免れんが爲め行はれたるものにあらざる事を立證する場合を除くの外之を無効とす。然れども次の場合に於て

は、移轉は無効なりと看做す。(一) 移轉にして船舶航行中又は其の封鎖港内に在る間に行はれたる場合。(二) 買戻或は返還の條件を有する場合。』

土耳其政府は、獨逸の中立侵犯を悲む事を確言し、該軍艦が君府或はマルモラ海を退去することなかるべきを保證したるも、獨艦乗組員の退艦は之が補充法なきを理由として少數づつ行ふだけに止めん事を約束したるのみ。却て英國が最近その造船所に建造しつゝある二隻の土耳其軍艦を徵發したるに苦情を申込みたり。獨逸の二巡洋艦は、ダルダネルスに入りてより、英、佛、伊、希、露の船舶を攻撃し、佛蘭西の郵便船サガリエン (Saghalien) に暴行を加へたるが、土耳其政府も亦、八月十五日を以て英人リンバス (Limpus) 提督の職を解き、十九日より二十一日に亘り海峡の入口に多數の水雷を布設して之を警備し、スミルナ (Smyrne) に於ては英佛の國民にして士人の虐待する所となれるあり、佛蘭西領事は之に抗議せしも顧みられざりき。

八月二十二日、英國外相サー・エドワード・グレーは宣言して曰く、『土耳其にてゲーベン及びブレスラウの獨逸士官並に乗組員を退去せしめ、英國船舶の海峡を退去する事を許すあらんか、倫敦政府は喜んで其有する領事裁判権を放棄し、更めてオットマン帝國の領土保全並に獨立を保證すべし』と。然るにそれにも拘らず、若干の獨逸士官及び六百名の水兵は、大砲及び彈薬を携へ、羅馬尼を經由して君府に到着したれば、英國は之に抗議せしに、最初全く關知せざるを裝ひたる土耳其の宰相は(八月二

十七日）、次いで該二艦の決して黒海に入らざるべきを約し、又更めて土耳古の中立を維持すべきを陳べたりしが、されど獨逸の土耳古を己の味方に引き入るべく努力しつゝありたるの事實を隠蔽せざりき。其後幾くもなくして、獨艦は其乗組員をして艦を撤せしむるどころか、却て獨逸兵の増援を得つてあること、土耳古軍隊の獨逸船によりて君府に輸送せられつゝあること明白となり、リーマン・ファン・ザンデルスは土耳古軍の總司令官に任じたり。然も斯かる事情のありしに拘らず、土耳古總理大臣は常に自國の中立を聲明したり（九月一日）。

時に土耳古は、シャルルロア（Charleroi）の戰報に接し、且、マルヌ戰役に關する獨逸の虛報に誤まれて佛蘭西の敗北を信じ、今にして協商側を敵とするも不可なきを思ひて、歐洲列國のオットマン帝國に有する片務的の領事裁判權をば、十月一日以降廢棄すべきを豫告したり（九月九日）。是れタラート・ベー（Tahat-Ley）の言ふ所に據れば、『法學者は破産し、且法律も已に死を遂げたる』が故になり。然るに此の決議に抗議を提したる英國及び露國は、土耳古にして獨逸士官及び乗組員の件に關し、英露に満足を與ふるに至らんには、領事裁判權の問題に關しては敢て讓歩する所あるべきを宣言したるに（九月十日）、十月一日以降、土耳古政府は土耳古の輸入關稅を増率し、未だ特定せられたる貨物に入市稅を賦課し、次いでアフガニスタン、印度、波斯及び埃及に於て軍事行動を開始すべき準備を爲したり。土耳古宰相は之をば否認したれど、一方に於ては獨逸の土耳古を己の味方に引き入れんとしつゝある

事實を承認したるが（九月二十四日—二十五日）、既にしてリーマン・ファン・ザンデルスの命令の下に土耳古軍隊は公然動員せられ、而して九月末を以てゲーベン及びブレスラウは今や土耳古艦隊司令長官に任じたる獨逸提督ゾウヒヨン（Souchelon）の下に黒海に出動したり。

十月一日を以て領事裁判權は廢棄せられて、協商列國はオットマン帝國に於ける一切の特權を失ひたり。土耳古政府は豫め此等諸國の合意を経る事なくして諸海港を塞ぎ、佛蘭西の情報の東方に到達すべき途を杜ち、終にダルダネルスを閉鎖して小麥の出入を絶ち、尙又リパン（Liljan）の特權を廢止して之が保證に任せたる佛蘭西の權利を削減せんことを決したり。

獨逸は重砲並に彈薬と共に引續き獨逸の軍隊及び士官を土耳古に派遣し、かくて獨逸人は今やダルダネルスを支配し、ボスマルスの防備を固め、多額の軍用金を土耳古政府に送與し、土耳古の新聞紙を買收し、エンゲル・バシア、タラート・ベー及び其他の土耳古諸大臣は、皆獨逸大使の許に會議し、斯の如くにして埃及及び高加索を攻撃し、露國をして其西方戰線の防備を手薄ならしめんとするの準備は成りたり。但し土耳古は勃牙利及び羅馬尼は固より、十月の末を以て中歐列國及び協商側列國の同意を得て、アルバニアのアルギロカストロ（Argirokastro）及びブレミチー（Premiti）を占領したる希望をも誘致すること能はざりき。

獨逸は、土耳古を引き入るゝの最早此上猶豫すべきにあらざるを思ひ、十月二十九日、ゲーベン、ブ

レスラウ及び土耳古軍艦ハミディエー(Hamidieh)は黒海に出動して突如、露國のオデッサ(Odessa)テオドシア(Theodosia)及びノヴォロシスク(Novorossiisk)に砲撃を加へたれば、協商列國の忍耐の緒は切れ果てゝ、露佛英の諸大使は該暴行に對して無用の抗議を試みたる後、君府を引上げ(十月三十一日)、翌日三國は土耳古に對して宣戰したり。

青年土耳古黨(自由思想家の觸れ込みなりし)の政府は、此の戰爭を以て神聖戰爭なりと宣言したるが、されどオットマン帝國の回教徒の眞面目に之を受取る者なかりき。同政府は次で高加索及びスエズ運河進撃の計畫を運らしたるが(十一月)、然もこは、何れも忽にして失敗に歸したり(一九一四年十二月十一九一五年二月)

第六節 如何にして伊太利は三國同盟を脱離

するに至りたるか

獨逸は後に至りて土耳古との同盟に失望したるも、當時に於ては大に之に重きを置きたりしが、協商列國は此の獨土同盟に對抗し、新に伊太利をして中立を放棄して協商側に投するに至らしめたれば、其の之によりて得べき利益の一層に大なるものありき。

伊國の八月三日を以て中立を宣言するや、獨塊い新聞紙は、其所謂伊太利の背信なるものを痛撃し

たりしも、伯林政府は、伊太利の早晚己と提携するに至らんてふ期待を放棄せず。羅馬駐在獨逸大使フォン・フロトウ(Flotow)は之が爲め最も盡瘁する所ありたりしも、十二月に至るも尙之が成功を見るに至らざりければ、ウイルヘルム・ストラーセの外務省は病氣の故を以てフロトウの任を解き、之に代ふるに、前宰相ビューロー公を以てする事としたり。公はクィリナル(Quirinal)廷に於て久しく獨逸大使たりし閱歴あり、其天性の明敏と細心との此任に適すべきは勿論の事なるも、搗て加へて彼は伊太利の名門と婚を結びたれば、伊太利國內に於て特殊の勢力を有したりしなり。
されどサランドラ、デオリッティ等の伊太利諸大臣は決して事を苟もせざりしかば、彼等を動かさん
が爲には公明と正大とを以てするの外なかりしに、彼等の到底曖昧なる約束を以て満足せざるべく、
伊太利に於ける未回收地回收運動の猖獗なる、彼にして現實的の明瞭確實なる讓許を塊地利に得るに
至らざらん限り、一步も退かざるものたること既に明かとはなりたり。獨逸たるもの果して此等の土地を彼の同盟國より割取することを得べきか。

伊太利の輿論の佛蘭西に好意を寄すること既に年あり、從て三國同盟の不人氣なること今日の如くなるはなかりき。一九一四年十二月十六日、サランドラは八月三日の宣言を否認するどころか、下院に於て更に下の如くに明言したり。『世人或は吾人を以て適當の商議を行ひたる後にあらざれば、中立を宣言すべきにあらずと云ふ。されど吾人にして吾人の中立を値切るが如きことあらんか、是れ豈に中

立を辱むるものたらざらんや。國家の運命を引受くるが如き非常重大の秋に際しては、我政府たるもの良心によつて自由の行動を執らんと欲するものなり』と。幾くもなくして（十二月二十三日）、羅馬政府は、地方の亂民より多數の伊太利人を保護せんことを口實として、アドリア海のヴァロナ（Valona）を占領したが、是れ實にウード公退去後のアルバニアを監視し、時機によりては之より墮地利を驅除するを得んが爲めなりき。之と同時にデオリッティは、一九一三年八月九日に於ける墮地利政府の塞爾比攻撃の勧誘を暴露し、伊太利が三國同盟の守勢的性質に鑑みて此要求に應ずること能はざりし旨を説明したるが、彼は蓋し之と同一理由の下に一九一四年八月初に於ける墮匈國の同一勧誘を拒絶せざるを得ざりしなりき。デオリッティ曰く、三國同盟の第七條には豫備的通告の要を規定するに、中歐列國は之を伊太利に與へざりき。是れ伊太利の彼等の勧誘を拒絶せざるを得ざりし所以なりと。

伊太利諸大臣の言説は、ビューロー公をして彼の爲さんとする事業の結局、徒勞に屬すべきを知らしめたる。然も彼は尙絶望せずして新聞雑誌の力を求め、自己の主張を貫くべく特別にヴィッタ・イタリアナ（Vitta Italiana）を創刊し、買收、誘惑、阿媚、爲さる所なかりき。彼は墮地利は恐らく讓歩すべしと云ひ、アルバニアに於ける土耳其の無關係なるを裝ひ、サランドラとデオリッティとの反目を利用して議會を動かさんことを試みたるのみならず、尙羅馬法皇廷に對して佛蘭西を誹謗し、特に一九〇四年以來、佛蘭西の法皇廷と外交上の關係を絶てるに乗じてワチカノ廷に跋扈したり。

されど伊太利國民は尙彼に信頼するには至らざりき。彼等は墮地利のみならず、獨逸其ものすらも伊國のヴァロナの占領に憲らすして、ツァイト（Zeit）紙の如き、他日伊太利國民より此地を拉し去るべきを公言したりければ、多くの新聞、就中一九一五年一月七日のボボロ（Popolo）紙の如きは『羅馬政府は、墮地利と開戦の用意あり。サランドラ・ソンニノ内閣は、全力を擧げて之を斷行せんとしつゝあるものなり』と言へり。中歐列國の勃牙利に對して一億五千萬フランの貸與をなせし事も、伊太利に不良なる結果を及ぼし、羅馬と意氣相投合する所ありし羅馬尼は、之によりて中歐列國の威嚇を感じたり。八月の初め獨逸及び墮地利が、電光石火の勢を以て巴里の進撃を成就したる暁、鋒先を伊太利に轉じ、之に迫るにアルブを超えてリオンを攻撃せんことを以てするの腹案なりし事も、又伊太利人の知る所たりしが、中歐列國の容易に此謀略の放棄を肯んずるに至らんとは世人の確保し得ざる所たりしなり。

是に於てかビューロー公は、伊太利の場合に依りては墮地利の一國に向ひ攻撃を試みる事あるべきを認めたり。條約に關してはビスマルクの傳統を遵守せしビューロー公は、飽く迄も紙片宗に固執するものなりければ、必要の前には法なきを以て、羅馬政府にして自ら望ありと思惟したる場合に於て、其時昔の同盟國をも攻撃することあるべきを期したり。彼れ曰く、獨逸は唯夫れ之を其の爲すがまゝに放任せんのみと。

されど彼は斯かる破綻に至らんよりも寧ろ商議を行ひ、伊太利をして墮地利の讓歩すべきを期待せ

しめ、以て之を慰撫せんことを欲したるが、されど彼の望み通りに戦勝を博し得たる奥地利の讓與を肯するに至らんとは、如何にしてか考へ得べきぞ。奥地の之を肯んぜざりしは正に其所なりしなり。因りてピューローは、伊太利にして奥地利より何物をも取得する能はずとすとも、彼は佛蘭西によりて之が賠償を獲得し得べきを説きたり。伊太利たるもの、何ぞ夫れチュニス、コルシカ(Corse)ニース(Nice)及びサヴォイア(Savoie)を獲得するの方法なしと言はんやとは彼の説なりき。されど伊太利人の斯の如きの誑言を眞に受けんことを思ふは餘りに兒戯に類せしなり。

唯だ茲に確實なるは、ピューローが其辯舌の力に依りて遂にデオリッティを動かし、デオリッティをして彼が断々乎として中立を支持すべきを宣言せしめ、且、伊太利の社會黨をも獨逸の味方に取り入れたる事なりき。二月に於ては、彼は伊太利が參戰する事なくして何ものかを獲得し得べきを信じたるもののが如く、此を議員ペンノ(Penno)に洩らしたりしかど、協商列國のダルダネルスの攻撃を開始するに及び形勢は切迫したり(一九一五年二月)。獨逸は伊太利の協商列國に投するに至らん事を妨止すべく、何とかして奥地利を動かして少くとも何ほどの讓許をなさんことを約したるに止まり、然も其所絶したる維納政府は、漠然と『將來』^レに僅少なる讓許をなさんことを約したるに止まり、然も其所謂讓許と云へるは、イソンゾ(Isonzo)の西方なるトレント(Trentin)の一部なる僅少の地域に過ぎず、トリエストに關して何等讓歩する所なく、其上、アドリア海諸島の所有權を争ひ、又、ヴァロナの撤兵を

要求したり(一九一五年三月)。四月十四日に至り、ピューロー公は伊太利にして若し中歐列國と其歩調を共にして、ユーロー・バラグ民族に當り、飽くまで三國同盟を繼續するの決心たらんには、トレント、アドリア海岸、クアルネロ(Quarnero)灣、ダルマチア群島、ダルマチア、ザラ(Zara)スパラト(Spalato)セベニコ(Sebenico)^レの海岸地帶を伊太利に與ふべきを説きたりしも、該提議も何等の效を奏するに至らざりければ、彼は茲に至つて公然之を威嚇して曰く、然らば獨逸は奥地利と聯合して伊太利を攻撃せんと欲す、獨逸は差當り三十萬の餘分なる軍隊を有すと。されど彼が此態度の變化は、偶々伊太利國民をして却て其憤激を助長せしめたるに過ぎざりき。

五月五日、ジェノア(Gênes)附近なるクアルト(Quarto)に於て盛大なる祭典行はれぬ。これ實に一八六〇年に於ける兩シチリア征服に參加せしガリバルディ及びミルレ(Mille)一族の記念碑の除幕式なりき。恰も其前日(五月四日)を以て、サランドラは伊太利の名に於て三國同盟條約を破棄すべきを宣言し、之を奥地の代表者たるマッヒオ(Macchìo)並にピューローに通告したりしが、クアルトに行はれたる其の翌日の祭典には、國王及び大臣の出席を見ざりしかど、愛國詩人ガブリエル・ダンヌンチオ(Gabriele D'Annunzio)は大喝采の裡に迎へられ、群衆は中立論者に對する大示威運動を試み、中には之に暴行を加ふるものすらあり、之が爲め溫厚のサランドラは辭表を提出するに至れり。國王は新内閣を組織すべく憂心忡々たりしが、伊太利の輿論はかの君府に於けるが如くに獨逸をして羅馬に其勢力を振張せ

しむるを許さずとし、デオリッティ反対の示威運動を行ひ、國民を擧げてサランドラ内閣の留任を要望し、バルチライ (Barzilai) を首領とする共和黨も、國家の體面を叫び、「國王萬歳」を唱和せり。

ピューロー及び獨逸は一切の重荷をフランツ・ヨゼフ皇帝の肩上に課し、皇帝を脅し、單獨伊太利に對向せしめんとしたりしかば、皇帝は一時單獨講和を以て獨逸を威嚇し、結局その讓許すべき勘定を定めて其トレンティノ方面に於ける提供を増加し、但し差當りては之を實行せず、戰爭の終結を待ちて讓與に取り懸るべき事とし、イソンゾ、トリエスト、クルゾラル諸島 (Curzolares) に關しては何等約する所なかりき。されど、伊太利の要求する所は、全トレンティノ、東部フリウル、トリエストの獨立、カーボ・ディ・スチリア (Capo d'Istria) ティラーナ (Tirana) ヴァロナ占領の持續及びアルバニアに於ける完全なる自由行動等にあり。羅馬の人士は獨逸の暴行と不誠實とを見て更に之に信を置かず、唯その詭計に陥らん事を悞れたり。かくてサランドラは再び首相の椅子に就きて、此度は白耳義の獨立を恢復せん事を要求したるに、獨逸は之に耳を傾けざりき。ダンヌンチオは一場の痛烈なる演説を試み、次の語を以て之を結びたり。曰く、「汚れなき羅馬よ、萬歳、純潔偉大なる伊太利よ、萬歳」と。斯かればデオリッティの中立維持の爲に畫策する所あり、又ウイルヘルム二世自らも、ヴィクトル・エンマヌエルの母后を動かして王を我が說に靡かせんものと奔走する所ありしに拘らず、大勢は次第に協商列國に傾き、サランドラは五月二十日の議會に於て此の方針に據る其政策を説明し、且、彼の國王と全然其見を一にするものなるを述べて大喝采を博したり。二十萬人より成れる示威運動者は一齊に叫びて言へり、「佛蘭西萬歳、伊太利萬歳、國王萬歳、戰爭萬歳」と。

斯かる好戦的示威運動を見たるペートマン・ホルウェヒは、之に對して奥地利の申出でたる讓歩の頗る大なるものあるを陳べ、又奥地利外相ブリアン (Burian) も、伊太利の七月二十三日後に於ては敢て奥地の塞爾比に對する最後通牒に抗議せざりし事、伊太利の中立の代償として要求する所の法外に大なる事を揚言したるに、サランドラは一篇の回章を以て之に答へ、該回章中に於て彼は又繰り返して三國同盟の本來守勢的性質を有するものなる事、奥地が豫備的協商を行はずして高壓的に出でたる手段の強暴なる事、塞爾比の獨立を維持するの必須なる事、七月二十三日の最後通牒及び宣戰の萬國公法を蹂躪するものなる事を明にし、尙一九一四年十二月以後の談判に言及して、奥地利の提議の不満足にて且因循なりし事を述べたり。彼は伊太利國民に對する奥地の態度の其の當を得ずして、一九一一年以來伊太利攻撃の準備を爲しつゝありたるを訴へ、伊太利の三國同盟條約を破棄するに至れるは、此等の事由に因るものにして、維納政府の其の後十分なる讓歩を爲さりしは、伊太利をして今や大決心を以て當日（一九一四年五月二十四日）以後、奥地に對し宣戰を布告するに至らしめたるなりと言へり。

中歐兩帝國を代表したるピューロー及びマッヒオは直に羅馬を退去し、獨逸及び奥地利の新聞紙は其

に伊太利に對して激烈なる悲憤の情を兩注して、伊太利國民は奸惡なり、不信實なり、買收せられたるものなりと言ひ、オイゲン (Eugène) 太公は又ヴィクトル・エノマヌエルの政府の行ひは卑劣なりと叫びたるが、サランドラは其後幾くもなくして、カピトル (Capitole) に於て爲せる演説中に、更めて彼の態度の妥當なるを主張し(六月二日)、中歐列國政府の不道徳を鳴らし、伊太利の此等の二國と提携すること能はざるものなるを高調したり。彼れ曰く、『憤懣の勃發は伊太利の全國を震撼したり。そは啻に一般國民の間に於てのみならず、最も教養ある階級の間に於て、最も崇高なる心情の中に於て、國家の威信の何ものたるかを知れる者の心に於て、國家の榮光の爲に喜んで血を流さんとする總ての青年の心に於て、一大震動を惹起したるなり。』

第七節 勃牙利再度の背信

伊太利をして參戰の決意を固めしめたる今一つの理由は、土耳其政府の態度にてありき。蓋し新に中歐列國の同盟に參加せし土耳其の宣言したる神聖戰爭は、トリボリに於てアラビア人の反亂を喚起すべき處ありたればなり。斯くて羅馬政府の代りに三國同盟に加入したる君府政府は、獨逸の扶助金に依頼し、獨逸士官の指揮せる軍隊を以て英軍の進出をエウフラトの溪谷に阻止し、アルメニアに於て露軍に對抗し、早くもスエズ運河の攻撃を試みたるが、然も尙未だ之に侵入すること能はざりき。中

歐列國の土耳其の加入に期待せし所は之れのみならずして、一九一五年二月、英佛軍のダルダネルス攻撃を開始するや、中歐兩帝國は之を擊退すべき策を講じ、且、巴爾幹半島に於て之が牽制運動を試みて英佛軍を苦めんとしたり。是れ蓋し開戦の當初彼等の此方面に於ける努力の著しき效果を奏するに至らざりければなり。塞爾比軍は其準備の不完全にして、且、一九一二年及び一九一三年戰役の創痍未だ癒えざるにも拘らず、一九一四年八月、見事に獨逸軍の攻撃を擊退し、之をして再びドリナ (Drina) 及びサウ (Save) 河を渡りて退却せざるに得ざるに至らしめ、尙も進んでボスニアのサライエヴォを侵すに至りたり。此後第二次の總攻撃あり、數ヶ月の間能く敵を喰ひ止めたるブトニツカ (Poutnik) 將軍の軍は、終に退いてペルグラードを敵手に委するの止むなきに至りたりしも(十二月二日)、幾くもなくして塞爾比軍は再び其勢力を盛り返し、ルドニツカ (Roudnick) の山地に敵を抑止して、首都を奪還し(十二月十五日)、莫大の戰利品と多數の俘虜を得たり。

是に於てか、中歐列國は巴爾幹列國の間に新なる同盟を結成せしめ、之をして中歐列國に加擔して塞爾比軍を擊破し、之をして再び起つ能はざるに至らしめんことを欲したり。獨逸が此際、引て以て己の用をなさしむるに足るべしとしたるの國は二つありき。

其の一は勃牙利なり。勃牙利は一九一三年六月末の無謀の行動によりて國歩甚しく艱難に赴き、四面楚歌の中に陥りたり。マケドニアの一部を勃牙利より奪取したるの塞爾比は、別して勃牙利の怨み

とする所なりければ、國王フェルディナンドは小心翼々たる政治家なりしかど、此地を回復すべく進んで戦争に参加せんとしたり。尤も墺匈國は先に一九〇四年及び一九一三年に於て勃牙利の急を赴援せざりし事實ありたるより、フェルディナンドは斯かる狡猾なる態度を執りたる墺匈國に信を置かざりしかど、己の身邊を顧れば、羅馬尼と希臘との彼を窺竊し威嚇しつゝあるありければ、勃牙利の輿論は結局中歐列國と事を共にせんよりも、寧ろ協商列國に投合するに如かずとなしたり。然る所以の理由は、英佛の如き強大なる海軍國の勃牙利に取りて最も恐るべきものなりといふこと、更に又從來屢々勃牙利の爲に盡瘁する所ありたる露國の最近に至りて勃牙利に竭す事の渺少ならざりしを忘るべからずと云ふことにありき。從て一九一四年に於て自ら中立を宣言したるソフィア政府は、爾後之を維持するものゝ如くに思はれたりき。

中歐列國の次に己の味方となさん事を試みたる巴爾幹の一國は、希臘なりき。希臘王コンスタンティンはウイグルヘルム二世と義兄弟たり。王妃ソフィア (Sophie) は言ふまでもなく無類の親獨黨にてありしなり。然るに獨逸政府は一九一三年の危機に際しても、又其後に於ても徒に兩端を觀望して雅典、ソフィア及び君府政府の間を彷徨するのみなりしより、希臘國民をして伯林政府に對する信用を失墜する至らしめたり。然るに之に反して希臘の解放及び獨立に關して助力する所少からざりし佛國は、既に百年以來、希臘國民と親睦なる關係を保持し來りたり。されば、大戰爭勃發の當時政權の衝に當りつ

つありしヴェニゼロスは、協商側の爲めに盡力したるが、希臘は既に一九一三年六月三日の條約に依り塞爾比と同盟し、啻に勃牙利に對してのみならず、何れの第三國に對しても互に相援助すべきを約束し、本條約は同年八月を以て再新せられ、更に十年間延長せらるゝ事となりたれば、一九一四年七月及び八月に於ては、當然其效力を有したりしなり。墺塞の開戦となるや、雅典政府は、初め該條約に忠ならんとするものゝ如かりしも、戰爭の範圍益々膨脹して終に歐洲の大戰亂を實現するに至りたるを以て、雅典政府は直に條約の義務を脱し、勃牙利の希臘の同盟國たる塞爾比を攻撃するの日までは參戦する事なからべきを聲明し、其後幾もなくして伯林政府の希臘に懲憚するに、中歐列國に加盟して塞爾比の背面を攻撃すべきを以てするや、ヴェニゼロスは憤然として此破廉恥なる提議を峻拒し、希臘は之を要するに中立を守りたりしも、其政府の佛蘭西及び佛蘭西の友邦に同情を注ぎたりし事とて、幾くもなくして國王コンスタンティンと疎隔するに至り、一九一五年三月、ヴェニゼロスは遂に其職を免せられ、ヴェニゼロス最員の下院は解散を命ぜられて、グーナリス (Gounaris) 新に内閣を組織し、前内閣の明かに協商側に左袒するの傾向ありしに對して、飽く迄も中立維持を主張し、其内閣の意を迎ふるの議員を狩り集むべく、總選舉に於て最も非立憲的なる行動を敢てしたりしが、然るに其結果は却て彼の期待を裏切りて、一九一五年六月十三日の投票は、又々ヴェニゼロス派の勝利に歸し、ヴェニゼロスは再び政權を握りて彼が曩日の中政策を繼續したり。

當時の巴爾幹半島には、交戦の二大同盟系統に相應すべき甚しく相違せる二箇の外交的潮流の行はれつゝあるあり、英、佛、露、伊の諸國は巴爾幹聯盟を再造して、土耳其及び君府を征服せん事を欲したるも、最近に於て激烈なる戦争を交へたる許りなる巴爾幹の列國は、互に執拗なる憤怒を懷きつゝあり、之をして上述英佛露伊の計畫を收受するに至らしめん事は至難なりき。即ち塞、希及び羅をして勃牙利に其割取せし領土を還附せしめざるべからざりしかど、是れ實に困難の業にてありしなり。之に反し中歐列國は、己の利益上よりして極力斯の如き聯盟の形成せられんとするを妨碍し、君府を保存せん事を欲したり。されど之が爲には勃牙利と同盟し、勃牙利をして塞爾比攻撃に參加せしめ、斯くて飽く迄も塞勃兩國の接近を阻止するの要ありき。

佛蘭西政府は、巴爾幹同盟をして成立せしめ得べきを信じければ、彼が此のプログラムを實現すべく全力を傾注し、一時は其成功も近きにあるを思はしめたるほどなりき。即ち八月及び九月に至り塞爾比は、そのボスニア、クロアティア、スラヴォニア (Slavonia) 等に於て大に得る所あるべきを期して、ヴァルダル河及び中部並に西部マケドニアに於ける大なる犠牲をも尚且忍ばんとし、希臘は、カヴァラ (Cavalla) を讓與せんとするの意向を示し、サロニカをば塊匈軍の之を占領するを妨ぐべく之を協商軍の爲に開放し、その代りに他日イオニア (Ionie) 地方の土耳其領土を割取して之が代償となさんことを望み、羅馬尼は又ドブルヂアの一部を勃牙利に返還し、ブコヴィナ (Bukovine) 及びトランシルヴァニア

に於て領土を擴大せんことを欲したり。

されど此間に於て獨逸の外交は決して惰眠を貪りたるにあらず、彼等は極力フェルディナンドを己の軌道に引き入るべく、遂に土耳其をしてマリツア鐵道を同國に還附せしめ（一九一五年七月二十二日）、柏林に於て募集すべき新公債を之に提供し、更に獨逸及び塊匈國に於て有力なる援軍を派すべきを約して、之をして塞爾比の攻撃を敢行せしむるに至りたり。フェルディナンドは、智、餘りありて慮の尙到らざるあり、斯の如くにして全く獨逸外交の樂籠中のものとはなるに至りたるなり。彼は第一に假令、塞爾比の彼の占領する所となりたらんとしても、こは、他日維納政府に併合せらるべきものにして若し空しく失敗に歸せんか、是れ彼に取つて回復すべからざるの亡滅を意味するものたりしを忘れたり。九、十月の頃、彼の大動員を行ふや、希臘は又之と同一程度の動員を行ひたり。

雅典に於てはヴェニゼロスは益々英佛露の同盟に傾きて、彼が此方策に基ける諸宣言は、議會に於て大多數の賛成を得たるに（十月四日）、柏林政府の救駿する所となれるコンスタンティン王は、之に晏如たる能はず、屢々干渉を試み、ヴェニゼロスをして又もや辭職の止むなきに至らしめ、再び議會を解散して、中立維持黨たるザイミス・グーナリス (Zaimis-Gounaris) 内閣を組織したり（十月五日—七日）。

是に於てか、佛蘭西は一刻もサロニカの占領を遲延すること能はざるを見て、サライユ (Sarayi) 将

軍の軍をして同港の上陸を敢行せしめ、同港を軍隊の集合地點として、之によりて勃牙利軍を威嚇し、且、側面より巴爾幹半島を占領せしめんとしたり。聯合軍は此際彼が希臘の中立を侵すの意志なき旨を宣言し、唯、希臘に代つて其ベルグラードに對する責務を果たさんとするものなりとしたり。然るに勃牙利軍は、今や蹶然として獨逸軍と南北相呼應して、十月八日再び塞爾比の攻撃を開始し、希臘及び羅馬尼の中立を買ふべく、中歐列國の勸告に従ひてカヴァルラを放棄すべく、又ブカレスト政府の領有に係るドブルデア地方をも棄權すべきを聲明したり。されど、サロニカに於ける佛蘭西軍の戰備未だ整はざりければ、塞爾比は新手の殺到に衝り得べくもあらず、忽にして潰敗の憂目を見るに至れり。

是に於てか、佛國外相デルカッセは、巴爾幹事件に失望して辭表を提出し(十月十三日)、獨逸軍は露軍の軍需品の缺乏せるに乗じて、一九一五年の春、攻勢を執りてヴァルソウに迫り、又リヴォニア(Livonie)に進撃し、而して又英佛軍は、ダルダネルスの攻撃を放擲するの止むなきに至りしが(一九一五年十一月)、塞爾比の一圓を占領し、塞爾比は黒山國と同じく敵手に落ち、ペートル、ニコラスの兩君主は伊太利に逃れ、轉じて佛蘭西に亡命し、有力なる現役兵を有せし塞爾比軍も、マケドニアの西南を通過して退却し、希臘が獨逸に威嚇せられて塞軍に避難所を與ふる事を拒絶したるより、アルバニアを経て海路コルフに至り(十二月)、此處にて協商側より糧食の補給を受けたりき。實に當時に於ける協商軍

は未だ以て塞軍の潰滅を濟ふの力なかりしなり。

塞爾比軍の其國土より驅除せらるゝや、希臘政府は英佛軍をしてサロニカを撤退せしめん事を欲したり。サロニカに於ける英佛軍は、露西亞及び伊太利の増援軍を得て其勢力大に加はり、今や一大軍勢として攻勢に出づることを得るに至りたれば、國王コンスタンティンは英佛の多少威嚇的なる望に應ずる如きを裝ひつゝ、彼等の最早何等憂悶するを須ひず、希臘の飽く迄も中立を脱する事なかるべきを斷言したり。然るに希臘の敵たる勃牙利軍の希臘の國境に向ひ、何等の抵抗をも受けずして若干の希臘陣地を占領したるに拘らず、希臘政府の頗る平然たるものありければ(一九一六年)、聯合四國は希臘政府に最後通牒を發して、其態度の變更を求め、ピレウス(Pirée)港を砲撃すべきを以て之を威嚇しつゝ、スクルーディス(Skouloudis)内閣を辭職せしめ、且軍隊の復員を行はしめ(一九一六年六月二十一日)、コンスタンティンは已むなく其運命に服したり。斯くて約束を反古にし、其同盟國を見棄て、中立を宣言したる希臘は、不面目にも自ら其中立を維持する力なき爲め、列國は希臘を制し、希臘に代り中立支持の任に從ふ事となり、一九一六年八月に至りては、サライユ軍はコルフより來りて之に加はれる塞軍の増援を得て、今や勃牙利軍に對し攻勢に轉する力を得たり。若し此攻撃にして其成功を奏するに至らんか、希臘國民たるもの果して如何なる態度に出でんとするか。彼等は遂に彼等が自らの以て其味方なりとすなる西歐列國の同盟者たらんと欲するものなるか。

巴爾幹半島には此の外向曖昧なる態度を持つ一國あり、彼は現在の所依然として兩端を觀望しつゝあれども、其の去就にして一度決せらるゝに至らんか、優に敵味方の勢力の均衡を一變することを得べし。是れ即ち羅馬尼なり。羅馬尼は明らかに協商國側に同情を有したりしかど、ホーヘンツォルルン家の出たる其國王は、コンスタンティンよりも一層に伯林政府の肩を持つものなり。羅馬尼は一八八四年の條約を以て維納政府と結合したるも、奥地利、露西亞並に勃牙利の利益を殺さて彼が領土を回収せんことを望みたるを以て、一九一四年八月三日早くも中立を宣言し、後、希臘と同じく同盟軍及び協商軍の何れにも秋波を送りたるが、一九一五年の末、勃牙利の塞爾比征服を完うするに及び、勝ち誇りたるソフィア政府の更に進んでドブルヂアを羅馬尼より奪回するに至るべきやを懸念したり。次いで、豫ねて羅馬尼をしてトラシシリヴァニア及びブコヴィナに於ける幾分の領土割譲を期待せしめたるし中歐列國は、彼等が前日の約束を忘れたるが如くなるに及びて、協商側に加擔せんとする羅馬尼の意志は明となり、ブラティアーノ (Bratian) 内閣は、土耳其を援助すべく獨逸の羅馬尼の領土を通過して軍需品を輸送する事を禁じたるが、既にしてブルシロフ (Broussilow) 將軍の率ゐる露軍のブコヴィナ及びガリチアに於て大に奥地利軍を破るや、羅馬尼國民は露兵の直にモルダヴィアの境を超えて羅馬尼を援け得べきを思ふに至れり。彼等は此援助を得て日本、葡萄牙及び伊太利國民と同じく、中歐列國の敵とならんとするものなるか。是れ決して不可能事にあらず、多分實現せられ得べき事に屬するも、

されど此點に關して斷言せんこと、時機尚早きの嫌なき能はざるなり。

唯だ吾人の此外外交史上に於て確實なるは、約一億五千六百萬の人口を有する獨逸、奥地利、土耳其及び勃牙利に對抗して、約八億三千萬以上の人口を有する佛蘭西、英國、露西亞、白耳義、伊太利、日本、葡萄牙の諸國の聯合して起てる事なり。後者の國家團體が前者の國家團體の有する所に比して殆ど無盡藏と言ふべき豫備人員を有する事なり。中歐同盟の假令間接にもせよ、大英帝國に何等の危害をも與へ得ざる事なり。中歐同盟軍の二ヶ年この方、ムーズ、イーゼル (Yser) 及びソンムに於て佛、白、英軍の阻止する所となりたる事なり。波蘭及びリトゥニア (Lithuania) に於て退却の餘儀なきに至りたりし露軍のブコヴィナ及びガリチアに攻勢を探りて勝利を博したる事なり。而して又、此の聯合に加入したる國家の一として戰勝を博するにあらずんば、斷じて其武器を棄つるを背んぜざることは是れなり。

結論

余の企てたる伯林公會以後の歐洲外交史は其終結を告ぐるに至りたるも、余の已に筆を其勃發に染め來れる歐洲大戰は尙酣なれば、之に關する確實なる結論を下すに由なし。大小の列國をして參加するに至らしめたる此大なる決闘は、果して如何なる結果をか齎すべき。而も其結果たる果して決定的若くは永續的のものたり得べきか。吾人は未だ此二問題に答ふること能はざるなり。吾人の今に於て

爲し得る事は他なし、兩交戰團體の武力及び資力、並に彼等の過去に於て已に試みたる而して其今後に於て發揮するを得べき努力と比較して、若干の臆測を其間に試み、尠くとも最も多くの、而して又最も偉大なる成功の機會の協商側、即ち英、佛、伊及び其他の聯合國側に屬すべきを推斷せんことは是のみ。思ふに將來、否、近き將來に於て吾人の言の眞偽は自ら明かなるを得んなり。

其の主張する綱領よりするも、其の方略手段に於ても、其の道德上の主義に於ても全然相反對せる二種の政道は相博嘩して歐洲の天地を己のものとなさんと争ひつゝあるなり。

獨逸及び其從屬國によりて代表せらるゝの政道は、權利を生むものは唯夫れ武力のみ、而して又武力は權利を變更することを得るものなりてふ原則を以て其基礎となす。是れ實にビスマルク、ヴィルヘルム二世及び獨逸皇太子の支持する學說にして、彼等は是れ獨逸の古き善神に對する禮拜なりと稱すとは雖、斯かる僞善的の託言の世を欺くに由なきを奈何にせん。ライン河の彼方なる九十三名の學者は、一九一四年に於ける宣言文に由りて又政府の此政策を支持し、之が使徒たる軍事記者、政論家及び哲學者（或は自稱哲學者）と共に、獨逸の文化とは一に諸科學の進歩に依りて、到る處に獨逸の霸權を樹立するに要する資源と實行方法とを獲得するの手段に外ならずとせり。彼等の見る所を以てすれば獨逸の統一とは、其の所謂優勝の地位を獲るに足るべき、即ち言を換へて之を言へば、彼が經濟的、軍事的、政治的桎梏の下に歐洲の全人民、否出來得べくんば全世界の人民を壓抑するに足るべき鞏固

なる一の國民と、一の政府とを築造せんが爲に外ならざれば、斯の如くに武装し、又斯の如くに用意したる國民の遵奉すべき法規は、先づ己の利益の何たるを理解し、既に之が理解に到達したらん上には、あらゆる手段を以て、之が爲に盡すに在るなり。即ち彼等に向つては萬國公法とか、神聖なる約束とか乃至條約及び自由とか云ふ如き事の尊重せざるべからざるを云々すべきにあらず。條約なるものは紙片に過ぎざれば、之が己の利とする所たる場合に於ては之に依頼すべきも、其の既に無用の長物たるに至らんには、之を廢棄すること何の差支も是れあらざるなり。彼等をして、壓制せられたる諸民族の運命に同情せしめ、人種、言語、宗教、風俗の傳統的類似を宗として改革を行はんてふ意向に憐憫の情を起さしめんとするも、そは無效なり。百餘年前に於て三國の分割する所となりたる波蘭の常に獨立の政府を回復せんことを要求するに拘らず、彼等の之を迎ふるや馬耳東風にして、以爲く、チエッヒ民族は長へにハブルグ家の桎梏を忍ぶを以て當然とす。ユーポー・スラヴ族所屬の各民族の奥地利人及びマデール人の虐制に懊惱して祖國の改造せられざるべからざるを訴ふるも、將た佛蘭西より割かれたるアルサス、丁抹より割かれたるシュレスウイヒの彼等の悲運に流涕滂沱たるも、是れ皆止むを得ざる所なりと。是等の憐れむべき人民の、其の力微にして能く爲すなきを悲歎するも、毫も之を意に介する事なくして、戰勝によりて彼等を奴隸と爲し、之をして隸屬的地位に陥らしめたる。然も、其の所謂戰爭たる、唯だ勝利を得べく必要なる程度に於てのみ非行を敢てすなる誠實寛仁

なる戦争にはあらずして、暴戾爲さる所なく、主義として常に被侵略國を荒掠し、其寺院を破壊し、村落を焼き、防備なき都市を砲撃し、婦人小兒を銃殺し、空中若くは水中よりして無辜の人民を殺戮する野蠻の戦争たるなり。彼等は曰く、「戦争は唯其の殘虐にして血腥きを加ふるに從つて一層人道的たるに至るべし。何となれば、戦争にして悲惨ならんか、そは又之をして短期に終局するを得しむる所以のものたるべければなり」と。従つて彼等は斯の如き暴行を防止すべく人道的の會議を催して、新法律を制定するの事に努力する所なく、自ら此種の法律に同意を表しながら、戦端の一度開始せらるゝ、率先して之を無視し、之を侵犯するを憚らざるなり。

此奇怪なる文化に對立する政道こそは、實に拉丁文明に發祥するものにして、これぞ佛蘭西、伊太利及び英吉利の遵奉する所たり。而して露國を以て世界に於ける其の保護者と仰ぐ高等なるステグ民族亦、之に來り加はれるなり。此政道は、國家に於ては獨立の權利、國家内に於ては各個人の自由の權利を以て論争の餘地なきものとし、一度び結ばれたる約束、特に弱者と共に結ばれたる約束を嚴守し、食言を以て惡むべき汚辱なりとし、獨逸軍の侵す所となりたる憐れむべき白耳義の爲に誓を報いんことを以て榮譽なりとするものなり。彼は波蘭、ボヘミア、塞爾比の獨立を願ひ、總て條約を以て侵すべからざるものなりとし、己が權利の擁護上、萬止むなきに際會しては、戦争尙其の辭する所にはあらずと雖、然も之をして人道の要求に適合せしめん事を努め、微力にして力及ばざりしとはいへ、侮とを禁ぜざるなり。

碧血杵を漂はし、屍の山を以て覆はるゝに至れる歐洲に於て、勝利を制するもの夫れ此の兩政道中の何れなるぞ。是れ今後に於て自ら明かとなるべし。

歐洲最近外交史 終

索引

(ア)

アーケド (Ardèche の騒擾)	三九七
アイダ・モルト (Aigues Mortes の伊 太利人殺害事件)	一六一
愛國協會或は愛國團 (La Ligue des Patriotes)	10K, 13K
愛蘭土問題	13K, 14K
（大戰と――）	六一六
（と獨逸）	五二〇
アイベキ海岸 (La Côte d'Ivoire)	11K
アガザール (に於ける獨逸の利益)	一〇一
アグリアルディ (Agliardi)	1E1
アスクイス (エカノンヒー鼓にモロッコ 問題)	一四六
アダマカア (Adamanca, との保護條約)	100—1
（獨逸の一管理）	10K
アトバラ (Atharrah)	四六
雅典	一五八
アドリア海 (l'Adriatique)	五三五, 五六六
（エ塞國）	五三〇
アドリアノーナル (Adrianople)	五五四, 五五七
（王國の――回復）	五五七
アドウア (Adoua, の敗北)	一七一
アノトー (Hannotaux)	11K, 13K

索引

（の一八九四年五月十二日條約 の否認）	二二四
アフガニスタン (Afghanistan)	一九一
（と英露の協定）	20K
アフリ加人同盟會 (Afrikander-Bond)	二二三
ア弗利加殖民地 (に關する英獨間の條 約)	一七一
阿弗利加經貿鐵道	二二四
アビシニア (Abyssinia)	1E1, 一九一
アブド・エル・アラク (Abd-el-Aziz)	一七一
（と一般決議書）	二二一
（と僭王）	二二三
（のアルヘシラス會議に於ける 提案）	二二一
（の英佛へ使節派遣）	二二一
（の借款）	二二一
（の佛國教官解備）	二二一
アード・カル・ハミッド (Abd-el-Hamid)	二二一
（と伊太利）	二二一
（と獨逸の野心）	二二一
（とモロッコの態度）	二二一
（ト葡、白、埃）	二二一
（と西班牙）	二二〇—一
（と佛蘭西の利權）	二二一
（と米國）	二二一
（と列國の去就）	二二一
（と露西亞）	二二一
（に於ける塊地利の提案）	二二一
（に於ける海港分布問題）	二二一
（に於ける警察問題）	二二一
アラビ・パシア (Arabi-pasha)	二二一
アリマ (Alima)	二二六, 二二九
アルザス・ロルン (Alsace Lorraine) 員）	三六六, 三九七
アルゼンティア (Argentine)	二二一
（の旅券制度）	一四四, 一六六
アルシテーロ (Archetere)	二二〇
アルザエール條約 (Convention d'Algier)	二二〇
アルゲエリエ (Argelliers—防護會 員)	三六六, 三九七
アルジェリア (Algérie)	二二一
（の境界問題）	二二一
（チニス上書の一闇入）	二二一
アルヘシラス會議 (Conférence d'Algésiras)	二二一
（と英國）	二二〇
（と國立銀行問題）	二二〇—二
（とモロッコの野心）	二二一
（ト葡、白、埃）	二二一
（と西班牙）	二二〇—一
（と佛蘭西の利權）	二二一
（と米國）	二二一
（と露西亞）	二二一
（に於ける塊地利の提案）	二二一
（に於ける海港分布問題）	二二一
（に於ける警察問題）	二二一

キルク・キリヤト (Kirik-Kilise) 341
キルシムリヤト (Kirsimlija) 341
キレナイカ (Cyrénique) 401—516, 517
キッチナー (Kitchener) 311—320
（と獨逸の不安） 311—316
（とアルサイン政府） 311—316
（の阿弗利加遠征） 311—316
（の阿弗利加に於ける勝利） 316

〔ク〕

クーカ (Kouka) 100
クールヤル (Couruel, 佛國外交官) 214
一ローレの會議 316
クーネー (Courtney) 342—343
クールラント (Courland, の暴徒訴訟事
件) 316
クティンホフ (Koutinchoff, 勃將) 311
クマノウオ (Kumanowo) 312
クツォガアラハク族 (Koutzovasques) 311
クム・カレ (Koun-Kale, 伊國の一攻撃) 519
クムンダーロ (Kounoundouros) 1021
クラウゼヴィッカ (Clausewitz, の戰爭論)
クラス (Class, 全獨協會々頭) 304—305
クラストウオ (Krastow) 312
クラボトキン (Krapotkin) 119
クリスピー (Crispi) 117—118
（5月議） 114

ケッチャム (Ketteler, S. 暗殺) 124

〔ン〕

高加索 616
（土軍の一攻撃の失敗） 616
（獨立の一攻撃決議） 616
礦業組合 (Union des mines) 240—241
鐵業會議 (メタハベカルの) 120
コーンチャ (D. Cochin) 604—611
廣州灣 (佛國の一租借) 121
康有爲 (の改革) 121
國際協會 (Association internationale pour
l'exploration et la civilisation de
l'Afrique centrale) 92
國際會議 (勃國問題に關する—その提
唱) 111—111
（アロフロ問題に關する—その提
唱) 111—111
國際管理委員 121
國際捕獲審議所 (la cour internationale
des prises) 121
國民同盟會 (Ethnike Hetaria) 121
ムーテの暴動) 121
黑龍江 121
國立銀行 (モロコヒー) 121—122
（モロコヒーの設立） 121
ココワツォフ (Kokovtsov) 121

（のコスマルク訪問及佛伊關係） 120
栗野公使 111
（の露國くの提議） 110
クルミニ (Kounini) 110
クルド人 (Kurdes) 126
（のアルセニア人虐殺） 127
クレーテ島 (Crète) 124
（の阿弗利加に於ける勝利） 316
（希臘の一取得） 10, 111—112, 121—122
（新議會組織） 111
（親希運動） 111
（島民の希望と列國） 121—122
（島民の上帝への上書） 121
（島民の暴動） 121
（と列國の調停） 121
（國民議會の希臘歸屬宣言） 124
（に關する列國の態度） 124
（の革命議會の議員を雅典に送
らんとする） 124
（6暴動） 124
クレーメッシュ (Kleemann) 121
クレーベー (Clémenceau) 121
（1911年十一月條約に關） 121
對セルゲ質問 121
（と埃及問題） 121
（とカサブランカ事件） 121
（と南佛の紛擾） 121
（とモロコヒー問題） 121

〔ク〕

（のコスマルク訪問及佛伊關係） 120
栗野公使 111
（の内閣組織） 110
黒木軍 110
クロベトキハ (Kourapatkine) 102
（の難戰） 102
（の敗退） 102
クロンスナット (Kronstadt) 124
（の海軍暴動） 124
クロハイド (Kronje, テールの將軍) 124
君府 (Constantinople) 124
クリューケル (Krüger) 124
（獨帝の爲の乾杯演説） 121
（の讓歩） 121
（八個月） 121
クリューケルスドルフ (Krügersdorff) 121
クリュッヒ (Cruppi, ルカヌー・ハ・ルハ)
一鐵道) 121

〔ケ〕

經營顧問會 (モロコヒー國立銀行の) 120
ケースヌーム (Caisse) 120
ケーナー (König) 120
ケーネン (König) 120
ケルニン (Kerensky) 121
Zeitung, S. 對佛挑戰の記事) 121—122
拳匪 121
（—事件に於ける日本軍） 121
（の暴動） 121
（—事件の結果） 121

（其の解決と對カイヨー内閣非
難） 120
（獨逸の讓歩） 120
（獨逸の割譲） 120
（獨逸の佛國所有權侵害） 120
（獨逸の一領有の魂膽） 120
（に於ける獨佛論争と佛國の優
柔政策） 120—121
（白領） 120
（白領—と獨逸の野心） 120—121
（佛領—と獨逸の野心） 120—121
（の設立と英葡の接近） 120
（伯林會議最終議定書と） 120—121
キアヌ・クルト (内閣の顧問 Kiamil
Pacha) 121
キーハー (Kühmann, 獨逸公使) 121
恭親王 121
キヨアヌ (Kjorprüü) 121
虚無主義 (Nihilisme) 121
共和黨 (les républicains, 他國—と大戰) 120
共和王 (Dissep Hen) 120

シ・ゲーバス (Si Guebass, と警察問題) ······	二五九
シリストリア (Silistria) ······	一四八
支那 ······	三六一
下の關條約 ······	二二六、二二八、二二九
西伯利鐵道 ······	二二九
（G 敷設と日本） ······	二二九
シビヤギン (Sipiaguine) ······	二二九
〔ス〕	
蘇丹 (Soudan) ······	一七二
（英國の一確保） ······	一九九、二二一
スエズ運河 (le Canal de Suez) ······	一七三
（スエズ、三五、三五、五七、六九）	一七三
（土軍の一攻撃の失敗） ······	一九四、二三三
スキエルネフ・カウチツ (Skiernewiec) ······	一九一
タ・（の條約） ······	一八三
スクールティス (Skouloudis, と辭職) ······	六二九
スクタリ (Scutari) ······	五四二
（黒山國の一占領） ······	五四三
スコベレッフ (Skobeleff) ······	八九
スタンブル (Stambul) ······	三四九
スタンブルオフ (Stanbuloff) ······	一一六
スタンリー (Stanley) ······	一四八
スーン・ストンハ (Slung Streng, 韓國の —占領) ······	一一一
スホーフェル (Schoeller, の降伏) ······	一一〇
ストリュッペ (Stolypine, と議會) ······	二一〇
＊（暗殺） ······	一七四
〔セ〕	
セイ (Say) ······	一三四
西太后 ······	一九二
（の立退） ······	一九六
青年土耳其黨 (Jeunes Turcs) ······	一四二
（とクレーネー島） ······	一四三
（と獨立） ······	一四八
（の君府革命） ······	一四九
（の性質） ······	一五三
セシル・ローブ (Cecil Rhodes) ······	一七一、一七一
（の活動） ······	一七二〇
（の辭職） ······	一七三
＊（の武力革命企畫） ······	一七四
〔リ〕	
シャルルロト (Charlot) ······	二三一
シャロン (Chalon) ······	一六一
シャウニア (Chionia) ······	二六九、二七一、二七二
舟山列島 ······	一九一
シュムラ (Chumla) ······	一九一
シュライネル (Schneider) ······	一九二
シュレスカウフ (Sleswig) ······	一九三
シュットラ (Schuttral, ハルゼン將軍 の副官) ······	一九四
シーナ (Schoen, ハンガリー問題に關 するの要求) ······	一九五
（とカサブランカ事件） ······	一九五
（アガザール打撃言明） ······	一九八、一九九
（露國の沈静を佛國に求む） ······	二〇一、二〇二
（のヴィヴィアニとの會見） ······	二〇六
ザイマス・ダーナリス内閣 (Zaimis- Gounaris, の組織) ······	二〇九
ザースーリッチ (Zasorlich) ······	二一〇
ザグレン (Zagreb, の事件) ······	二一〇
ザンコラフ (Zankoff) ······	二一〇
ザンカラ (Zanzibar) ······	二一〇
ザンクスル王 (Zunzbar) ······	二一〇
（ムブリュッセル會議の決議） ······	二一〇
セムラー (Semler, 痘疫議員) ······	二一〇
〔セ〕	
ソウローハ (Souchon, 土鱗隊司令長官) ······	二二三
十月黨 (les Octobristes) ······	二二二、二二三
順化條約 ······	二二三
〔タ〕	
太沽 ······	二五五、二五六
（G 占領） ······	二五五、二五六

ソフィア (Sofia) ······	二三九
ソボレフ (Soboleff) ······	二三九
ソロム (Solom, 他國の一占領) ······	五四一
ソロヴィイヒ (Solvovitch) ······	二一〇
紅河 ······	二三九
ソム (Sonne) ······	二二一
〔ハ・ニ・ハ・ニ・ハ〕	
シナーラ (Charli) ······	五〇九
チャーレ・ダ - (Char-Dah) ······	五〇九
シェイド・マハ (Scheidemann) ······	五〇九
社會革命黨 (Social-revolutionnaires, 露 國の一) ······	二二一
社會政策 (獨逸の一に關する萬國會議 の提唱) ······	一五九
社會黨 (と獨逸の國家主義) ······	二〇〇—一
（佛國の一の平和宣傳） ······	二〇〇
「社會民主黨」 (Social-démocrate, ヤヌ ー・ヴァ・發行) ······	二一一
社会民主黨 (露國の一) ······	二二一、二二二
（露國の一と獨逸） ······	二一〇
社會問題萬國會議の決議 ······	一五九、一六〇
（柏林に於ける一の開催） ······	一五九
暹羅 (と英佛の關係) ······	一〇一—三
（と佛蘭西） ······	一〇一—三
シャルボニー - (Charbonnier, 暗殺) ······	二二一
チャーチ (Francis Charmane) ······	二二一
＊（植民政策に於ける獨逸の接近） ······	二二五
＊（公教師） ······	二二五
＊（植民政策に於ける獨逸の接近） ······	二二五
〔リ〕	
ソウローハ (Souchon, 土鱗隊司令長官) ······	二二三
十月黨 (les Octobristes) ······	二二二、二二三
順化條約 ······	二二三
〔タ〕	
太沽 ······	二五五、二五六
（G 占領） ······	二五五、二五六

大戦(に於ける二種の政道).....	四二一
(と波蘭、アルメニア、猶太、レバント、 エストニア、芬蘭、ウクライナ人).....	六三
大連灣(日本に歸屬す).....	五三
臺灣島(の割譲).....	三九
高平.....	二九
タマヌーク(Fumatush, 佛海軍の一占領).....	三九
タバ(Tabah).....	四六
タヒー(yon Tahy) "トロサイフ" 註在 境領事).....	五五
タデニラ(Tadeljournal).....	一八〇
タラーム・ベー(Talat Bey).....	六〇
(クノーテ島の併合に就て).....	四七五
(領事裁判權廢止に就て).....	六三
タルルーダン(Turrundant).....	四六
多島海(L'Archipel, 沖縄の一つ).....	五三
(希臘の要求と伊國).....	五五五
「タハ」(Le Temps).....	三九
タムカリカ(Tunganyka).....	一四〇
端郡王.....	一五九
タンコウチ(V. & Tankosich).....	五五五
タンヤール(Tanger).....	三三五、三八五、四二五
(佛經之一派遺).....	三五
タツヤユラ(Tafjournish).....	一〇一
タッテンバッハ(Tattenbach).....	三五
(とアルヘシラス會議).....	三三一

（と英國の争難).....	一八一
(とオランダ・イギリスとの條約).....	一八二
(の仲裁裁判要求).....	一八三
(の英軍進發).....	一八四
トリエスト(Trieste).....	六〇一、六〇二、六八、七〇
トリマー(Tricou).....	七一
トリポリ(Tripoli).....	一〇〇、一四一
(伊國の一に関する列國への通告).....	五〇一
(伊太利の一要望).....	四〇一
(と佛伊).....	五〇一
トリガリ戦争(と獨逸).....	五〇一
トリガリ問題(伊國の對土最後通牒).....	五〇一
(と伊國新聞紙).....	五〇一
(と英國).....	五七
(と墺國).....	五〇一
(と墺國政府).....	五八一
(と獨逸).....	五〇一
トルキスタン鐵道.....	一三
土耳其(英露の一に対する保證).....	六一九
(歐洲列國の對土提議).....	五三一
(希臘に對するボイコット).....	五三一
(對塞翁宣戰).....	五三一
(對露佛英の宣戰).....	六二四
(大戦開始後に於ける獨逸の對 大戰).....	一
(大戰と一の野心).....	六二九

（と伊國の參戰).....	一九九
(と獨逸).....	二〇〇
(の總動員).....	二〇一
(の領事裁判權と英露).....	二〇二
(の領事裁判權廢止).....	二〇三
(の領事裁判權廢棄豫告).....	二〇三
土勃條約.....	二〇三
トルニエリ(Tornielli).....	二〇三
トレンボフ(Trepov).....	二〇三
トレンント(Trente).....	二〇四
トロシヤック(Trochak).....	二〇四
東京事件.....	二〇八
チャル・ド・Tchar-Dagh).....	一九五
チャド湖(Célad).....	一九五
(佛國の一航行權確保).....	二〇六
中央亞細亞(に於ける英露).....	一九五
仲裁司法裁判所(in cour de Justice arbitrale)の設立).....	二一四
中支大鐵道.....	二一〇
「ザイム」(Zeit).....	二二四
ジマン・ゼルマ(Stimmenmann, モロッ コ問題に就く).....	二二四
ツェライチ(B. Zerajitch, の暴行).....	二二五
ツエライチ(B. Zerajitch, の暴行).....	二二五
ツエバーリン式飛行船(のリュネヴィ ル着陸).....	二二六
(の英國侵害).....	二二六
チエンバーン(Neville Chamberlain)	一
(とランスガード問題).....	二二二

索引

一八

ハウスマニ (J. Hausmann)	10K
レス・ケウイ (Has-Ken, 一郊外のアル ミニア人虐殺)	15K
ハミティヒ (Hamidies)	15D
ハミド (Hamidieh, 士禦)	六三
ハリム (Halim)	15D
ハル (Hall, 漁船の撃沈)	15D
ハルトム (Hartmann)	31
ハル戦争 (Harrow)	30K
ハルダーハ (Haldane, の陸軍改革案)	西音
ハルタ批評 (Critique de Halepa)	四三
ハルラル (Hurrur)	15D
ハレバ條約 (Pacte de Halepa)	西音
ハンケ (v. Hancke, 獨逸軍事會議會長)	五五
ハッセ (J. Hansen, 佛國大使館名譽 參事官)	一九二
反動黨 (露國の)	四四
漢堡 (Hamburg)	四二

〔L〕

東洋メモリヤ (La Rennellie orientale)	15K
シ獨立 (Sécession)	五三
ヘーベン (Hechingen)	五三
ヘルツヘル島 (Heligoland, 獨逸の— 取得)	一九四
ヘルツヘルマニ (Herschelmann, 露國 知事)	四〇
ヘルツベガニア (Herzegovina)	220
ヘルベルト (Herbert, ハスマルクの息 ル訪問)	五三

〔M〕

カーニ (Hay, の列國宛回章)	202
ヘーテハヌ (Hechingen)	五三
ヘルツヘル島 (Heligoland, 獨逸の— 取得)	一九四
ヘルツヘルマニ (Herschelmann, 露國 知事)	四〇
ヘルツベガニア (Herzegovina)	220
ヘルベルト (Herbert, ハスマルクの息 ル訪問)	五三

フアーレンディヒ・ベイ (Fahredine-bey)

.....	五三
ファハザルロ人 (Fahavallos, の反抗)	15D
ファッセル (Vassal)	三五
ファシヨタ (Factotum)	二二八、二六七
ファリエー (Fallieres)	五九
ファヴィエー (Favier)	二九四
フィグイタ (Figui)	二九四
フィチエフ (Fitchie, 勃將)	五三
フィリベール (Philibert, 佛國提督)	二九三
フィリップス (Phillips, m. A. Naples ル商業會議所會頭)	15D
フィリップサヴィル (Philippeville)	210
フィリップオボリー (Philippopolis)	15K
フィリップボーリ事件 (Philippopolis 芬蘭 (Finland, の復權要求)	110—111

フェニアム主義 (Feminisme)	13
フェズ (Fez)	三五、四七九
フェ (土民の一包圍)	四五
フェズ遠征 (とアルヘシラス決議)	一四五、四六
フェリー (A. Ferry)	一四五、五二
フェ (と西班牙)	四八五
フェ (とチャリス事件)	一四五、五二
フェ (チュニス遠征の目的を議會に 發表す)	一四五
フェ (内閣の方針)	一四五、五二
フェルディナンド・フォン・サクス・コブ ヌル (F. v. Saxe-Coburg)	115、六三

(ルサロフカの侵攻)

佛蘭西外國聯隊 (ル蘭連)	15D
佛蘭西赤道阿弗利加會社 (Compagnie française de l'Afrique équatoriale)	八四
フランツ・ヨセフ (Franz Joseph, 墓園 皇帝)	15K
フリードリッヒ三世 (Friedrich III, G. 人物と其の施政方針)	15K
フリードリッヒ (Friedrich, G. 全若し皇帝 だる豆)	一五四
佛伊通商條約 (の再興運動)	一五二
佛西密約	一五二
フランクフルト條約 (Traité de Frankfort)	15D
佛蘭西 (アガザール打擊と對獨奧論強 硬)	一五二
（其のモロッコ政策の不徹底）	五四
（とアルゼニア及モロッコ）	五四
（と露國の楠洲撤兵不履行）	二〇八—九
（とモロッコ正王及僭王）	四三
（の支那に於ける利權擴張）	二〇、二九
（モロッコ問題に關し獨帝の親 書に對する回答）	一五二
（モロッコ問題に關し—對英、 伊、西）	五〇K
（陸軍の増備）	五三
佛蘭西銀行團	三五七、三五八、三五九

（ルサロフカの侵攻）	一五二
（佛國陸軍）	一五二
（と佛國陸軍）	一五二
（と露佛協商）	一五二
（内閣の政綱）	一〇四
（内閣の辭職）	一五二
（内閣の政策）	一五二
（埃及問題に關する提案）	二一
（内閣組織）	一五二
（陸軍大臣としての—）	一五二
（佛國海岸）	一五二
フロトワ (v. Flotow) 對伊奔走及辭職 （Froberger）	一五二
フローマニウス (Frobenius)	一五二
フロクター (Floguet)	一五二
（トドンキサハヌル）	一五二

〔ア、ブ、フ、フ、フ〕

索引

一九

バーナード・リストン (Bernardiston, 白露)	参謀總長との會見) 341
バル・エル・ガザル (Bahr-el-Ghazal) 101	告書) 341
バ・アーメッド (Ba-Amed) 104	(第二次一と軍備制限) 104
北黎の埋伏 102	(第二次一と強制的仲裁々判) 102
バギルミ (Baghirmi, 佛國の一取得) 102	(第三次一開催の希望) 102
バグダッド鐵道 102	(第二次一の四委員會) 102
タ (レ羅遜の野心) 102	(第二次一のプログラム作製) 102
バラティエリ (Borratori) 102	(佛蘭西の植民政策聲援) 102
巴爾幹同盟 (と獨逸) 102	(陸軍法案に關し議會の解散) 102
（佛國の一畫策） 102	盤谷條約 102
巴爾幹半島 (塊國の對一政策) 102	バンクエオロ湖 (Bunyuelo) 102
（と露、獨、塊） 102	萬里長城 102
バルチツカイ (Barzilai, 伊國共和黨首領) 610	バルチツカ (Baltschik) 548, 550
バルト海地方 (Les provinces baltiques,	バルト海地方 (Les provinces baltiques,
の賤民蜂起) 548	の賤民蜂起) 548
バルトリーニ (Bartolini) 501	バルトリーニ (Bartolini) 501
バルトロメオ (Bartolomeo) 501	バルトロメオ (Bartolomeo) 501
バルトゥー (Bartou) 501	バルトゥー (Bartou) 501
バルヌア (Barroua) 102	バルヌア (Barroua) 102
バロハ (Baron 獨逸斥候の一侵入) 561	バロハ (Baron 獨逸斥候の一侵入) 561
万國議院平和回閾 (l'Union interparlementaire) 102	万國議院平和回閾 (l'Union interparlementaire) 102
萬國ルハニ-協會 (Association internationale du Congo) 102	萬國ルハニ-協會 (Association internationale du Congo) 102
万國平和會議 (第一次一の三委員會) 102	万國平和會議 (第一次一の三委員會) 102
（第一次一の成果) 102	（第一次一の成果) 102

ビーカーハスフィールズ (Beaconsfield, ティ・スレーラ) 102	ビーカーハスフィールズ (Beaconsfield, ティ・スレーラ) 102
ビーベルン・エタイン (M. v. Bibberstein)	ビーベルン・エタイン (M. v. Bibberstein)
（駐土獨大使） 102	（駐土獨大使） 102
ビュール (Bilhord) 102	ビュール (Bilhord) 102
ビスマルク (Bismarck) 102	ビスマルク (Bismarck) 102
（ヒアキサハエル・フョル・ベック） 102	（ヒアキサハエル・フョル・ベック） 102
テハマルクの結婚問題) 102	テハマルクの結婚問題) 102
（と社會政策法案) 102	（と社會政策法案) 102
（とチニス事件) 102	（とチニス事件) 102
（と露佛同盟) 102	（と露佛同盟) 102
（ガスタンの會商) 102	（ガスタンの會商) 102

オーランゼーム (Boulanger, オ露)	（新陸軍法案攻撃) 102
佛接近の阻擋) 102	（の失脚) 102
ブランザー (Boulanger) 102	（の植民政策) 102
（の活動) 102	（の對外政策) 102
（と露佛の接近) 102	（の對露政策) 102
（の亡命及び其の勢力の失墜) 102	（の對佛政策の緩和) 102
アル軍 (のケニア進入) 102	（の對佛政策) 102
アル人 (Boers) 102	（の對佛政策) 102
（大戰と一） 102	（の對佛政策) 102
（と英獨關係) 102	（の自治) 102
アルゲヨ (L. Bourgeois) 102	（の自治) 102
（アガザール事件の起原及	（アガザール事件の起原及
経過の調査) 102	（のモロッコ問題) 102
（とモロッコ問題) 102	（のモロッコ問題) 102

（の議院に於ける宣言) 102	（と國境問題) 102
（の對マダガスカル政策) 102	（と露國) 102
（マダガスカル島に關する其の 對外宣諭) 102	（の塞希攻擊) 102
アーン（Bourée, ⑥支那との條約) 102	（の獨立宣言) 102
アカレスト條約 (Les traités de Buebla- rest, ヒアルメリア人) 102	（の中立宣言) 102
アメニ河 (Benone) 102	勃塞條約の祕密條項) 102
（ル巴爾幹諸國の得失) 102	勃塞戰爭 (と塊國の干戈) 102
アロサイナ (Bokwina) 102	（の開始) 102
葡萄耕作者 (佛國一の罷工) 102	勃黑條約
首相) 102	勃塞の接近、及同盟の條約) 102
アラツザヴィ (Brazzaville) 102	（の土國逃入) 102
アランティン (Brindisi) 102	ブルゴーニュ伯國 (Bourgogne) 102
アリヤー (J. Bratian, 羅馬尼亞 の苦心) 102	ブルシロフ (Broussilow) 102
アノア (C. Benoist) 102	ブローリー (Brogli) 102
アラティア (Brindisi, ル・ル・ル・ルに於け る獨佛諭爭) 102	ブレアーレ (Breart, ⑥チニス征服) 102
（6對伊揚記) 102	ブリュッセル會議 (Bruxelles) 102
アリ・ヘル・ル・ル (Brière de l'Isle) 102	ブリュッセルの開議對獨回答の決定) 102
ブリッジ (Brisson) 102	アレスラウ館 (Breslau, 黑海に入る) 102
（マダガスカル島遠征に關する の苦心) 102	ホルヘ (Höglund) 102
ブリッヂ (Bridges, ⑥白國參謀總長 の會見) 102	ホルヘ (Höglund, 伊國の一貿易) 102
勃牙利 (諸將の對土戰爭調書) 102	ホルヘ (Rejse, ⑥驅動) 102
（と塊國) 102	ホーリー・アーチャー (Borobrasif) 102
ブル・ヘル・ル・ル (Brière de l'Isle) 102	ベイ・ム・カナード (Boc-de-Canard)
ブリッジ (Bridges) 102	ベイ・ム・カナード (Boc-de-Canard)
米國平和協會 (Société américaine de la paix) 102	ベイ・ム・カナード (Boc-de-Canard)
白耳義王 (とアリスセル會議の一般決 議書) 102	ベニ・スナッセ (Beni-Snassen) 102

索引

144

(レバント).....	101	（エアルベシラス會議決議）.....	101	
(一九一一年十一月の條約の經濟的條件).....	503	（山縣・カハ (Yacoubi-Khan)).....	14	
(經濟問題に關し獨佛の折衝)	四七一八	エーラー・スラヴ (Yongo-Slaves).....	六四三	
司法上の改革に關し獨佛の折衝).....	四九一九	モントゼッロ (Montebello, 佛國大使).....	五三	
(と英佛協商).....	三三一九	モンティエ (Monte I).....	五〇三一〇八	
(に於ける獨佛の協調).....	四九九	モンペリエ (Montpellier, 佛國驛擾).....	七七一七	
(と佛蘭西).....	三三二五	（獨佛の提携).....	五〇八	
(獨佛の提携).....	五〇八	（獨佛の條約).....	一九〇九年の獨佛條約).....	四七一八
(の境界問題).....	三三三	（の治外法權).....	五〇四	
(の特殊郵便局及學校).....	五〇六	（排外黨の暴動).....	三三一	
(陸軍教官).....	三三六一	（陸軍).....	三三一九	
(領事裁判).....	五〇六	（次官).....	三三六一	
(佛國の一保護権取得).....	五三七	（佛國の對アログラム).....	三三二一八	
(佛國の土木會社) (la Société Marocaine des travaux publics).....	三三二九	モロッコ借款 (と佛國社會黨)	三三二九	
モロッコ事件 (の結果)	三三八	モロッコ借款 (と佛國社會黨)	三三二九	
モロッコ借款 (と佛國社會黨)	三三九	モロッコ問題 (一九一一年十一月の解決)	三三二九	
(第二回一と佛國).....	三三二九	モロッコ問題 (一九一一年十一月の解決)	三三二九	

ライニライアリザオニ (Rainilaiarivony, マダガスカル島首相).....	三三八	ラローーシュ (Laroche, マダガスカル島の統臨).....	三三九
(の佛國提議拒絶).....	三三一	ラヴィゲニア (Lavigerie, テルギニアの監督僧).....	三三九
「ライセスアンツァイゲル」(Reichsamtzeiger)	三三六	ランケン (Lancken, のカメールン・ル・ア・メル・ド・ランケン)	三三一
「ライロスホルム」(Reichs Post, の伊國のトゥネリ併合宣言攻撃).....	三三八	ラングワエルト (Langwerth)	三三六
ラウニツツ (v. der Launitz, の暗殺)	三三九	ランベルモ (Lambermont)	三三七一四
ラオニンダート (Raon-l'Etape, の同監罷工)	三三九	（リ）	
ラクロア (M. Lacroix, 佛國植相)	三三九	リードルサ (Libreville)	三三九
ラス・カザル (Ras-Kasar)	三三九	リエーヴィ (Liège, の備兵增加)	三三九
拉丁文明(大戰).....	三三九	リオタード (Liotard)	三三九
ラトノ (Ratko, 勃將)	三三九	リヨー (Lyon)	三三九
ラドロ (Radolin)	三三九	リヨー (Lyautey)	三三九
ラドロ (ルドロハ)問題)	三三九	リム (Lym)	三三九
ラドカウヒト (Radkowith, ルドルフス會議)	三三九	リヨーネ (Lyons)	三三九
ラデニイェウツハ (Radujewitz)	三三九	（のカヴァダ派遣)	三三九
ラナガフロ (Ranavaloo II.)	三三九	リオナ (Rionna)	三三九
(に對する佛蘭西の強硬)	三三九	（の佛國外相及陸相冤報告)	三三九
ラムスドルフ (Lomsdorff) 時機運起策)	三三九	リヴィオール中佐 (Riviére)	三三九
ラ・ムセ (de Lamarche)	三三九	リヴナル (Livonia, 獨軍の一進撃)	三三九
ラルラ・マニア條約 (Lalla-Magnaia)	三三九	リンドクィスト (Lindequist, 獨逸植相)	三三九

（露佛協商).....	一八六	（の立憲黨)	一八六
（カザル内閣攻撃)	一九一	（ガフヒー内閣)	一九一
（のカザル、露國の立憲民主黨)	一九一	（カザル内閣の一）	一九一
（の長子)	一九二	（カザル内閣)	一九一
リックリハ (Ricklin, アルサス中央黨首領)	一九二	リードルサ (Rudolph, ハチソン・ヨセフ)	一九二
（ルードルフ)	一九二	リーフカーリ (Recklin)	一九二
リコナ・スクハヤ (Likona Nikondja)	一九二	リード・カミ (K. Ludwig)	一九二
李楊材 (Lyck)	一九三	ルーベ (Lobet)	一九二
リカウ (Likonau)	一九三	（の訪英)	一九二
（陸軍法) (一八九一年七月の佛國)	一九三	ローマ尼 (大戰に於ける一の態度)	一九二
李鴻章	一九三	（と國境問題)	一九二
リコナ・スクハヤ (Likona Nikondja)	一九三	（の希塞左派)	一九二
リガ (Riga)	一九三	ルーメニア (Romania)	一九二
リヒノウスキ (Lichnowsky, ル・ルイ・ラウペーの族第)	一九三	ルーガト (Louvain, の暴行)	一九二
（ガラフ)	一九三	ルーベ (Louvain)	一九二
ラ・ムセ (de Lamarche)	一九三	リボー (Ribot)	一九二
ラリサ (Lavissa)	一九三	（と英佛殖民地問題)	一九三
ラルラ・マニア條約 (Lalla-Magnaia)	一九三	（とモロッコに關する萬國會議)	一九三

索引

三〇

- (のモロッコ訪問に關する演説) 三七
 (モロッコ行) 三七
 (ガエチア行) 五九
 (マフツに於ける演説) 一七
 ウィンドホルスト(Windhorst, 細述) 一七
 中央黨首領) 一七
 ウィーナ(Wiine) 一七

〔ウ〕

- ウェヒター(Wiechter, のコンゴー問題) 一七
 に關する提議) 一七
 (對佛非難) 一九
 (對佛要求解決) 二三
 (アズ遠征に就て) 二六
 (モロッコ問題に關しカンガンとの折衝) 二九
 ウエルセルスハイム(Weßelsheim, のモロッコ警察問題に關する提案) 二九
 カエネル(von Weizsäcker) 一七
 (エーリーー等) 二六
 オエル河(Ouelle) 二七
 オルフ・メテルニヒ(Wolf-Metternich) 二七

〔ヴ〕

- ヴァーリ(Varley 英人) 二九
 ヴァイナ(Vallant) 二〇, 五〇
 ヴァセilles(Vassilie, 獄佛議員會議に就て) 五〇
 (メツツに於ける演説) 一七
 ウィンドホルスト(Windhorst, 細述) 一七
 中央黨首領) 一七
 ウィーナ(Wiine) 一七

〔ヴ〕

- ヴァンノウスキ(Vanowski, 蘭國陸軍大尉) 一九, 二六
 ヴァソス(Vassos, のクレーーテ島占領) 二三
 (アズ遠征に就て) 二六
 (モロッコ問題に關しカンガンとの折衝) 二九
 ガアンノウスキ(Vanowski, 蘭國陸軍大尉) 二九
 ガラタ(Vati, 希臘の一攻撃) 二九
 ガルダル河(Vardar) 二三, 五〇, 五五
 ガルデマール(Valdemar) 二八
 ガロナ(Valona) 二九
 (魯國の一占領) 二九
 ヴアン(Van - 地方のアルメニア人虐殺) 二九
 ヴェニゼロス(Venizelos) 二九
 (再び政權を握る) 二九
 (の親協商側) 二九
 ガエレザニン(Vereainin, の暗殺) 二九
 ガオーヴィス(Vosges, 獄軍の一集中) 二九
 ヴィアロム(Voyron) 二九
 ヴォルガ河(Volga, 一方面の百姓一揆) 二九
 ヴォルビ(Volpi) 二九
 ヴィクトリア女皇(Victoria) 二九, 三〇
 ヴィクトリア(Victoria, フラドリッヒ三世后) 三一
 (の巴里訪問) 二六
 (巴里訪問と諸新聞の論調) 二六
 ヴィダード(Initié de Wydah) 二〇
 ヴィレ(Le Myre de Viller, シヤタ)
 ガスカル島(ガスカル島) 二九
 ヴィヴィアーニ(Viviani) 二九
 (の蘇聯行) 二九

〔ヴ〕

索引終

大正八年九月五日印 刷

(正價金參圓五拾錢)

大正八年九月八日發 行

著者 煙山専太郎

東京市小石川區善福町四丁目十一番地

發行者 荒川信賢

東京市牛込區櫻町七番地

印刷者 渡邊八太郎

東京市牛込區櫻町七番地



發行所

東京市牛込區
荒川

明治三十一年九月八日

明治三十一年九月八日

印刷社式株印清日

所 則 賣

東京日本橋
東京神田
東京橋
大阪東區
名古屋市

東至北盛
京誠一隆海文
堂館星文野
堂館星文

(肆書地各他其)

379
2

終